

地区防災計画

地区防災計画（取組及び経過）
厚別西厚信会地区防災規則
要配慮者避難支援
防災マニュアル
厚別西厚信会洪水ハザードマップ



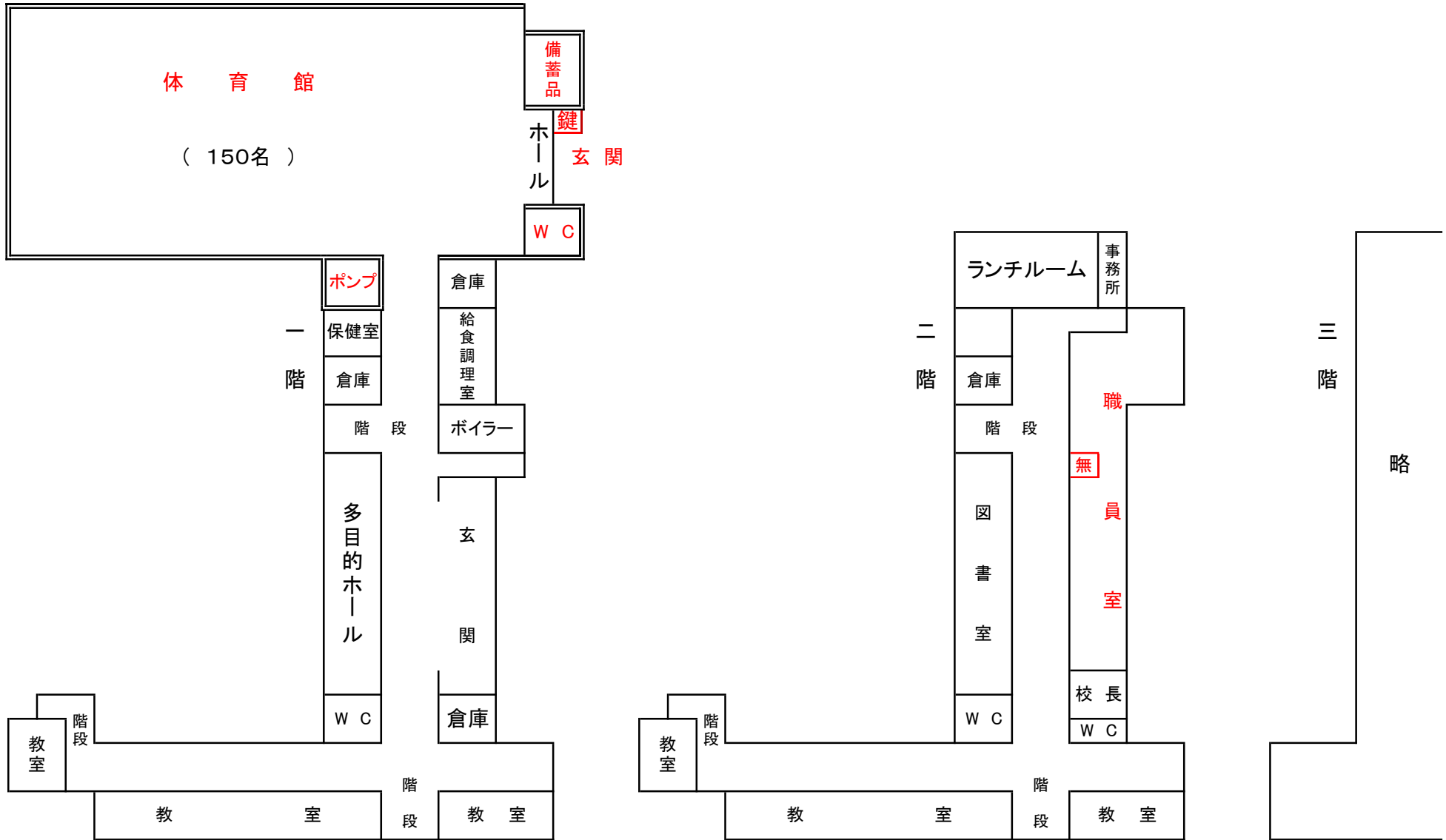
平成26年9月豪雨で増水した厚別川

厚別西厚信会

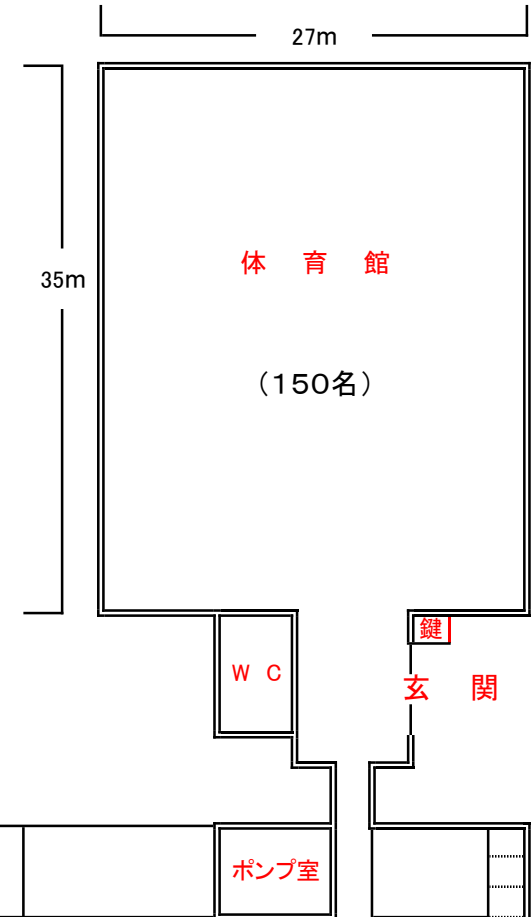
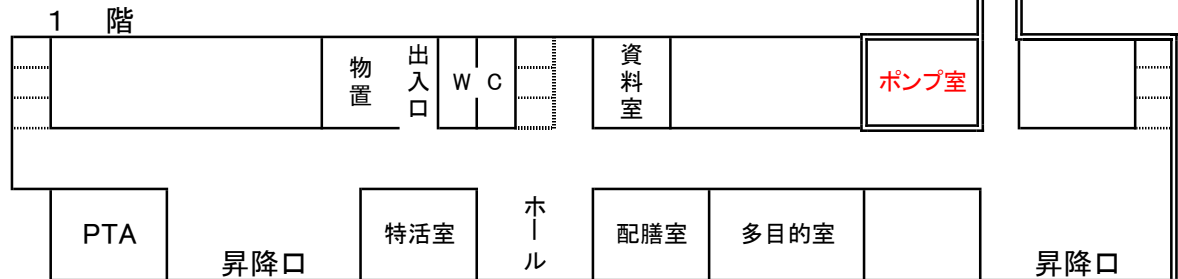
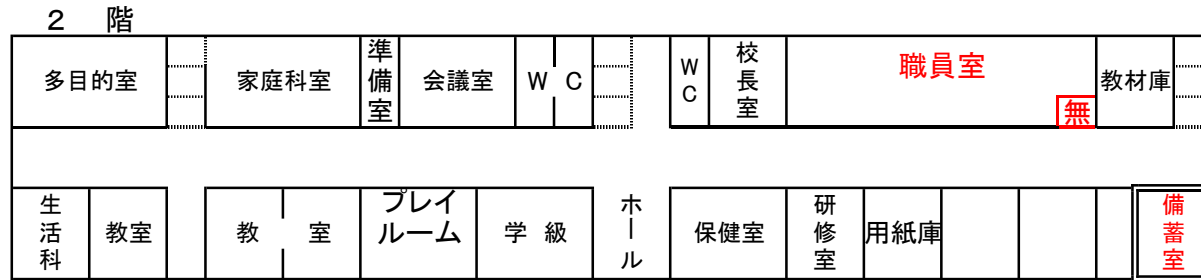
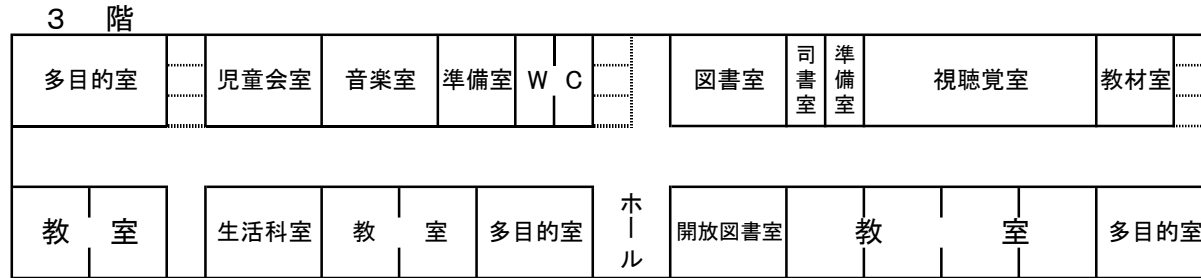
平成31年度 厚別西厚信会 地区防災計画実施計画書

地区防災基本方針															平成31年1月25日作成			
1 厚別西厚信会地域の、風水害・地震その他災害による被害の減災を図り、災害発生時には災害対策本部を運営する。 2 地域において災害が発生したときに、自力で避難をすることが困難な要配慮者の避難支援を、町内会が支援者と協力して行う。 3 平常時には、地域の防災意識の高揚のため、研修や避難訓練の実施活動を行う。 4 災害時は、自らの生命と家族の安全を守り、近隣の人々と互いに協力しながら、救援活動を行う。																		
実施項目	訓練	研修会	実施責任者	参加予定人数	日 程										課 題	対 策		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月	3月
1 防災計画の作成と見直し			会長	30	■											■		
風水害について		◎	防災委員	10														
地震について		◎	防災委員	10														
その他災害について		◎	防災委員	10														
2 地域住民に対する啓発活動			防災委員	720	■	■												
説明会の実施 (全体)		◎	防災委員	300	■	■												
各区ごとの説明会 (7回)		◎	防災委員	210	■	■												
研修会の実施 (3回)		◎	防災委員	210							■	■	■	■	■	■		
3 避難所の確認と運営について			会長	640														
避難所の確認	◎		防災委員	210				■	■	■								
避難所への避難ルートの確認	◎		防災委員	各自				■	■	■								
避難所の備品確認	◎		防災委員	210				■	■	■								
避難所の運営説明	◎		防災委員	210				■	■	■								
避難所備品・運営体制の見直し		◎	防災委員	10	■							■	■	■	■	■		
4 避難訓練の計画策定と実施			防災委員	800														
風水害の避難訓練計画・実施	◎		防災委員	800								■	■	■	■	■		
地震想定避難訓練計画・実施 (31年度は全体1回の実施)																		
5 災害時における実施計画書の作成			会長	260	■											■		
実施計画書の作成		◎	防災委員	10	■											■		
災害支援者数の確認 (役員・委員・班長・地域住民)	◎		各区長			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
被害情報の収集 (被害状況図の作成)	◎		災害対策本部	150					■	■	■	■	■	■	■	■		
関連部門との情報連絡	◎		災害対策本部						■	■	■	■	■	■	■	■		
避難所の開設確認	◎		災害対策本部						■	■	■	■	■	■	■	■		
支援者へ連絡	◎		災害対策本部						■	■	■	■	■	■	■	■		
要配慮者避難支援	◎		区長	70					■	■	■	■	■	■	■	■		
避難誘導訓練	◎		区長						■	■	■	■	■	■	■	■		
炊き出し支援	◎		災害対策本部	30					■	■	■	■	■	■	■	■		

避難場所配置図（厚別通小学校見取図）

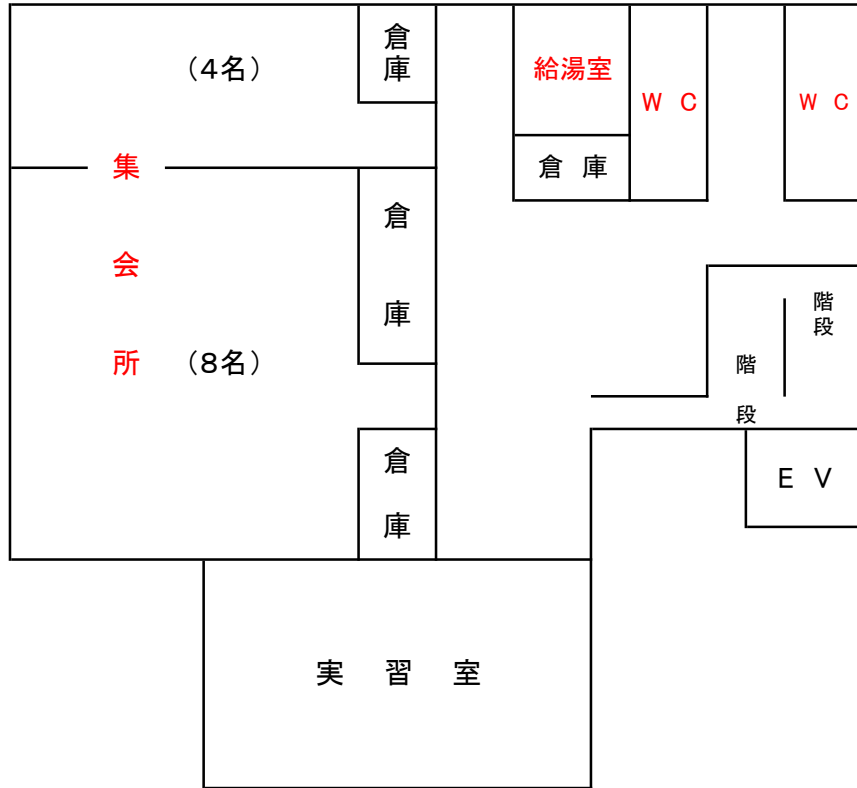


避難場所配置図 (厚別西小学校避難所見取図)

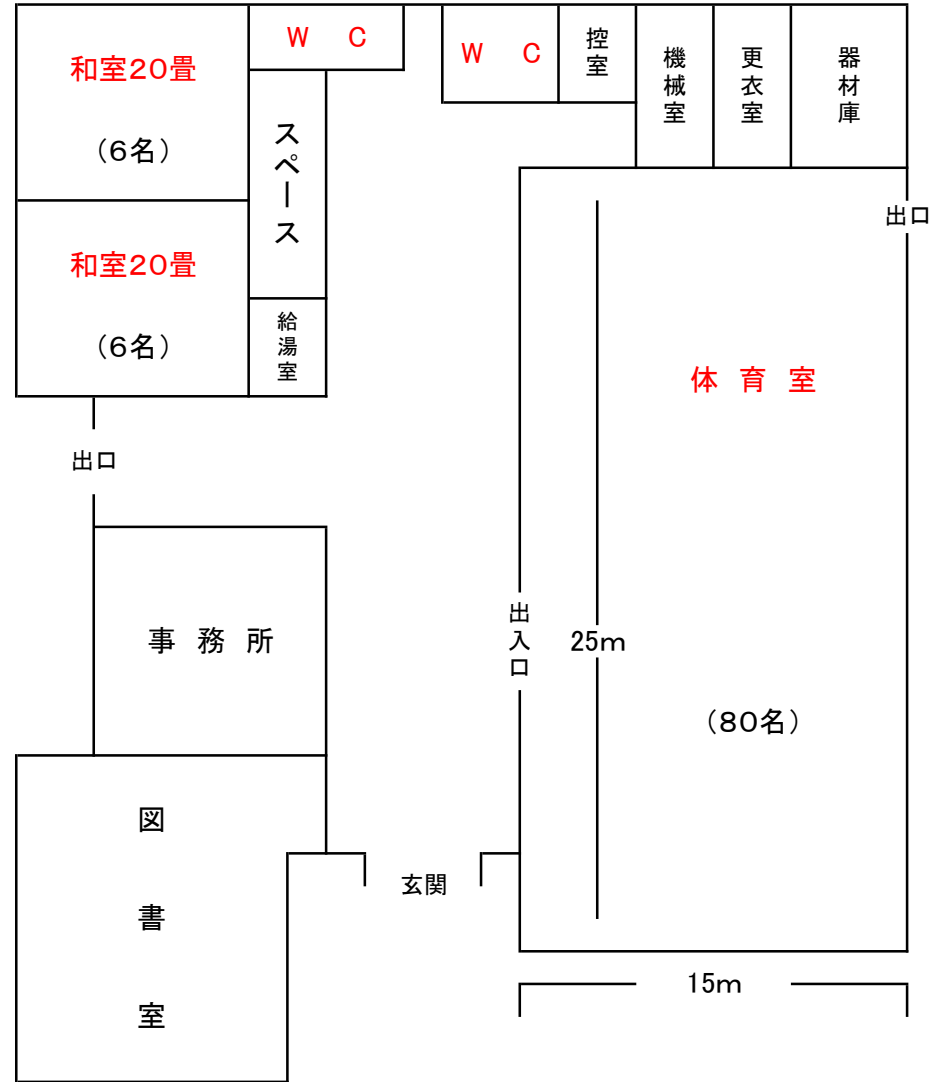


避難場所配置図 (厚別西地区センター)

2 階



1 階



地区防災計画

(取組及び経過)

平成30年度



平成26年9月豪雨で増水した厚別川

厚別西厚信会

厚別西厚信会防災委員会の取り組み

1 北海道初の大雨特別警報

石狩地方や胆振地方を中心に床上、床下浸水、土砂崩れなど大きな被害が発生
12の市町で避難勧告を発令

* 厚別川は氾濫危険水位を超えて大洪水の危険が迫っていた。



2014/9/11 厚別川3条1丁目から4条1丁目付近

① 厚別西厚信会(町内会)の自主防災はどのように行動したか。

- 主な役員に事務所へ集合するよう緊急連絡

- 何を話し合ったか

- (1) 住民への危険告知手段
- (2) 避難先は…小学校でいいか
- (3) いつどのように避難させるか
- (4) 避難先での町内会の取るべき行動
- (5) 本当に洪水の恐れがあるか
- (6) 消防に電話して聞いてみた
- (7) 避難勧告が発令されているようだ
- (8) 緊急性が薄らいでいるようだ

- 話し合いの結果

→もう少し様子を見て判断しよう・・・一旦解散

② 9.11の反省会と今後の取り組み

- (1) 今の自主防災の会則を見直す
- (2) 現実的な防災組織の構築が急務
- (3) 防災をみんなで知ることが必要
- (4) 避難先の確認
- (5) 避難先は、設備はそろっているか
- (6) 水害の場合は
厚別川、野津幌川の危険度はどのくらいか
- (7) 台風の場合
- (8) 地震の場合
- (9) 住民への説明会とその方法
- (10) 水害、地震を想定した避難訓練
- (11) 要配慮者名簿のメンテナンス

2 防災・防災組織について学ぶ

厚別区役所市民部総務企画課地域安全担当係に防災研修会について相談

① 防災研修会の実施

平成29年9月14日 第1回防災研修会

テーマ 厚別区の災害対応の概要
災害発生時に行政が行うこと



平成29年10月15日 第2回防災研修会

テーマ 地域（町内会）でできること
行政の手が届きにくいところ



平成29年11月26日 第3回防災研修会

テーマ 自主防災組織作りに向けて
どういう組織を作ったらよいか



3 地区防災計画策定に取り組む

- ① 平成30年5月31日第1回ワークショップを開催し課題を共有する。



② ワークショップで共有されたこと

- (1) 水害に対する準備不足・・・増水状況の確認方法 情報の収集
- (2) 地震に備えていない・・・地盤の悪さ、家具の未固定、家の耐震性
- (3) 避難所・・・運営、暖房、食料、トイレ、避難経路
- (4) 家族との連絡方法

③ 取り組みの優先性

- (1) ハザードマップ作成・配布 (厚別西地区防災マップ作成)
- (2) 防災マニュアルの作成・配布
- (3) 避難訓練の計画策定
- (4) 避難所生活の体験
- (5) 要配慮者と支援者の再募集とメンテナンス

④ 企業・団体などとの協力体制の構築

- (1) 一時避難先の確保
- (2) 協力の要請
- (3) 避難所の管理者と運営方法の話し合い
 - * 別添1 厚別西厚信会地区防災計画
 - * 別添2 地区防災計画策定日程

平成 30 年 5 月 10 日

厚別西厚信会地区防災計画

厚別西厚信会は、過去の「防災計画」を見直し、改めて防災計画を策定する事とした。昨年度「防災研修会」を実施した後、防災委員会を組織して、防災計画策定の検討会や研修会を実施していたところ、厚別区総務企画課地域安全担当から「札幌市地区防災計画モデル地区事業に厚別西厚信会を推薦したい」との申し入れがあり、厚別西厚信会は札幌市及び厚別区の支援を受けながら、今後、防災について学び「地区防災実施計画」を策定することとした。

1. 前 提

- (1) 地震災害・暴風雨水害を対象
- (2) 札幌市防災計画に規定される計画
- (3) 現地形・水系・構造物下における計画

2. 発生前の準備

「町内会」・・・啓蒙・啓発活動及び訓練

- (1) ハザードマップの作成・配布
- (2) 防災マニュアルの作成・配布
- (3) 防災アンケート
- (4) 講演・研修等
- (5) 企業団体等との調整・協働
- (6) 防災訓練

「個人及び世帯」・・・72時間生き抜く知恵・行動

- (1) 家具等の固定・整理整頓
- (2) 非常用食糧・飲料水
- (3) 非常時持ち出し品
- (4) 緊急連絡先

3. 発生時の行動

- (1) わが身・家族の保全
- (2) 冷静な行動

4. 発生直後の活動

「町内会」

- (1) 本部の開設
- (2) 連絡手段の確保
- (3) 情報収集
- (4) 被害状況の確認
- (5) 避難所開設の支援
- (6) 避難生活活動

「個人及び世帯」

- (1) 避難の可否判断・・・独自の行動
- (2) 共助・公助・・・支援を待つ

5. 再建のための備え・・・「略」

地区防災計画策定日程

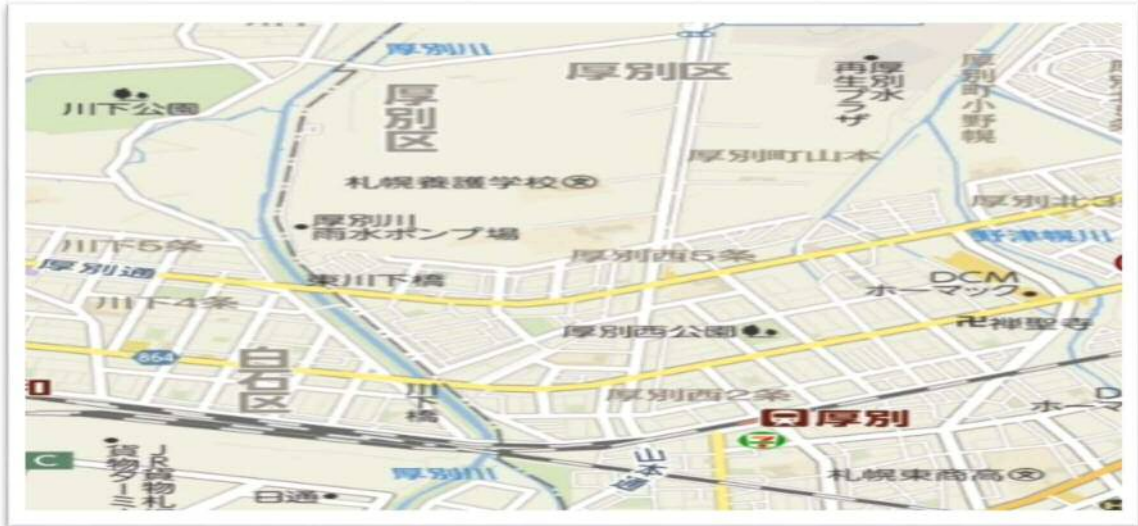
実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備	防災委員会の発足	→		(委員会の開催)									初年度防災計画の策定完了
	市・区担当部門と意見交換	→		(随時)									
	地区内河川・地形等環境の調査			→		(高低調査・危険個所調査など)							
啓発活動	研修会・講演会へ参加			→									
	ハザードマップの作成・配布				→		(高低調査・危険個所調査など)						
	防災マニュアルの作成・配付			←									
	防災アンケート調査						(防災計画説明完了後)			↔			
	研修(勉強会)		←										
防災訓練	災害対策本部設置(訓練)						↔		(体験学習)				
	避難所開設(訓練)						↔						
	避難生活体験						↔						
	避難及び支援						↔						
体制構築	企業団体等の協力体制の構築						←						
	(警察・消防署・学校・病院 関連団体)						(企業への協力依頼活動)						

* 防災委員会でブレインストーミングを通じて、あらゆる問題を提起検討し、検討を深め課題解決を図りながら計画を策定する。

* 計画を機会あるごとに見直し、実施可能な計画にしていく。

4 地域の特性を知る

- ① 南高北低のなだらかな平坦地である
- ② 厚別川と野津幌川に挟まれた狭隘の地にまちがある
- ③ 地盤は泥炭地で軟弱である
- ④ 約 3,300 世帯 11,000 人
- ⑤ 町内会会員 2,911 世帯 8,000 人
- ⑥ 交通のアクセス・買い物・学校も近くにあり生活環境に恵まれたところ



⑦ 平常時の厚別川



⑧ 平常時の野津幌川



5 水害に対する準備

① 平常時の心がけ

- (1) どんな時に大雨になるのか知っておく。……台風や前線の活動を知る。
- (2) 私の家は安全か？……水がつく・土砂災害の危険はないか？
平屋か2階以上の家か？
平屋に住んでいる人は早く避難する。(水没する)
逃げ遅れたら2階に避難する。(垂直避難)
- (3) 身を守るためにどのように行動するか？
……危険が迫っていることを知る。
……どんな災害が起きるか予測する。
……正しく行動する。

② 気象情報をよく理解する。

- (1) 大雨注意報は、今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。
- (2) 大雨警報は、中小河川が増水し、重大な洪水災害となる可能性のある状況。
水防団待機水位を超えたら、避難の準備をして、早めの行動をする。
……厚別西川・厚信川などは注意が必要

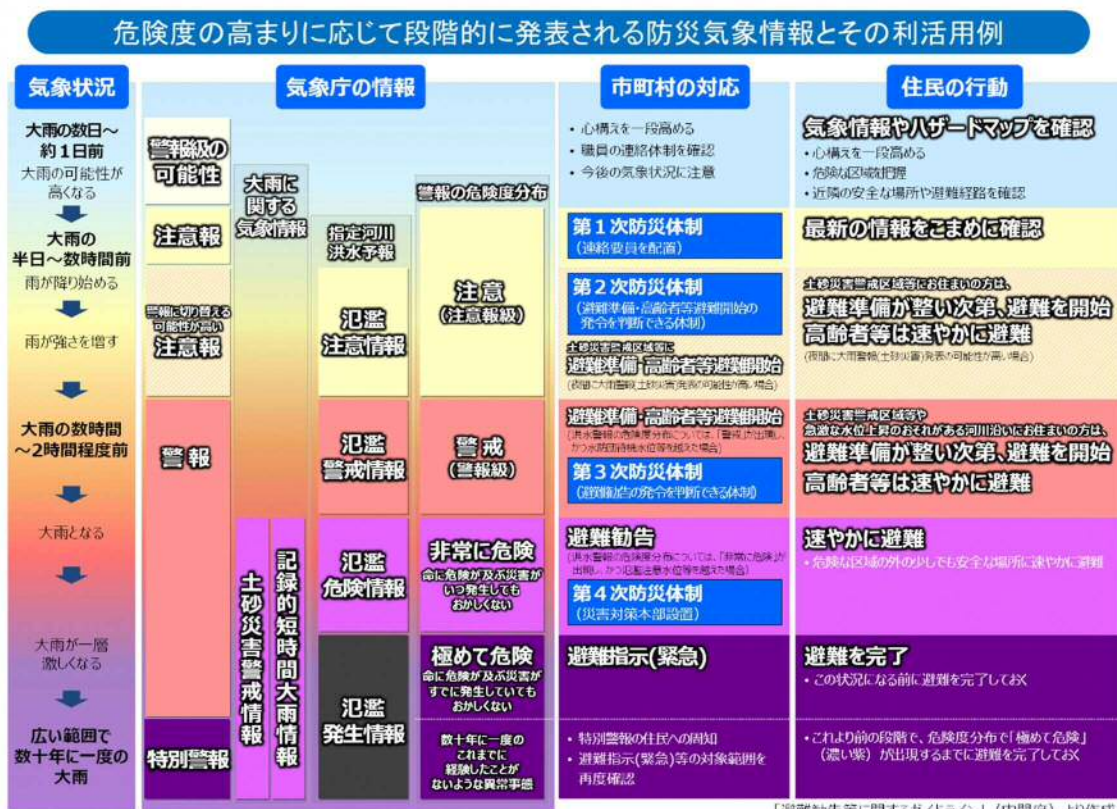
高齢者等は速やかに避難する。

- (3) 氾濫・(非常に)危険情報は中小河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害となる可能性が高い状況。
氾濫注意水位などを超えたら、**速やかに避難を開始する。**

避難勧告

- (4) 極めて危険は過去の重大な洪水災害発生時に匹敵する基準をすでに超過。

**重大な洪水災害が既に発生しているおそれが高い極めて危険な状況。
逃げ遅れ。垂直避難……二階に逃げる**



③ 危険が迫っていることを知る。

(1) **水害発生危険度は非常に高い**

平成26年9月11日の厚別川、野津幌川は何故氾濫しそうになったのか。北海道初の大雨特別警報が発表された。

大雨特別警報は、従来の大雨警報の発表基準を、はるかに超える豪雨が予想され、重大な災害が発生する危険性が著しく高まっている場合に気象庁が発表する。

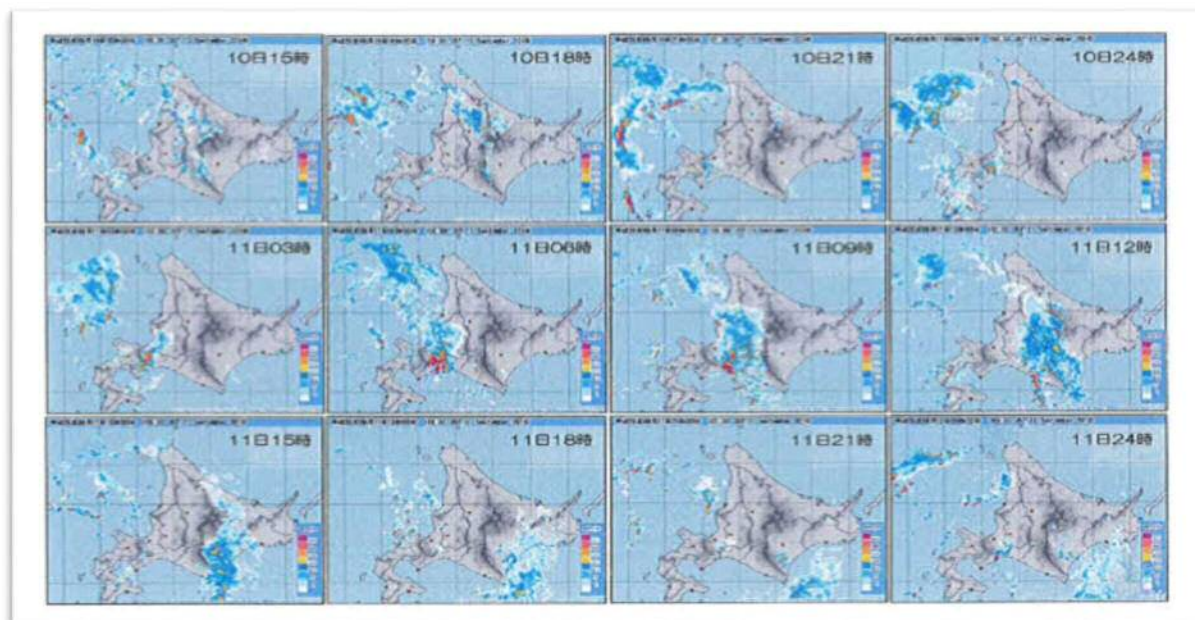
(2) 一日にどれくらい降ったのか



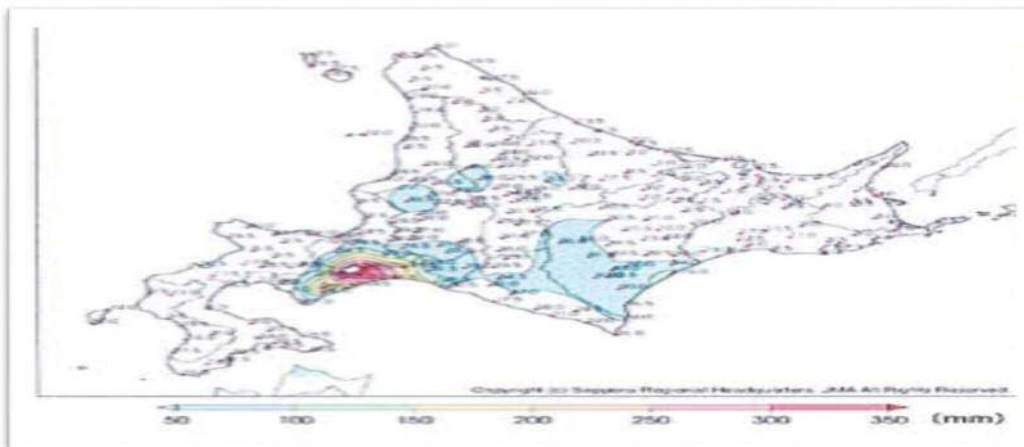
支笏湖周辺では1時間の最大降水量70mm、3日間で379mmの降雨があった。

(洪水ハザードマップの浸水想定区域は豊平川流域で3日間の総雨量310mmを想定している)

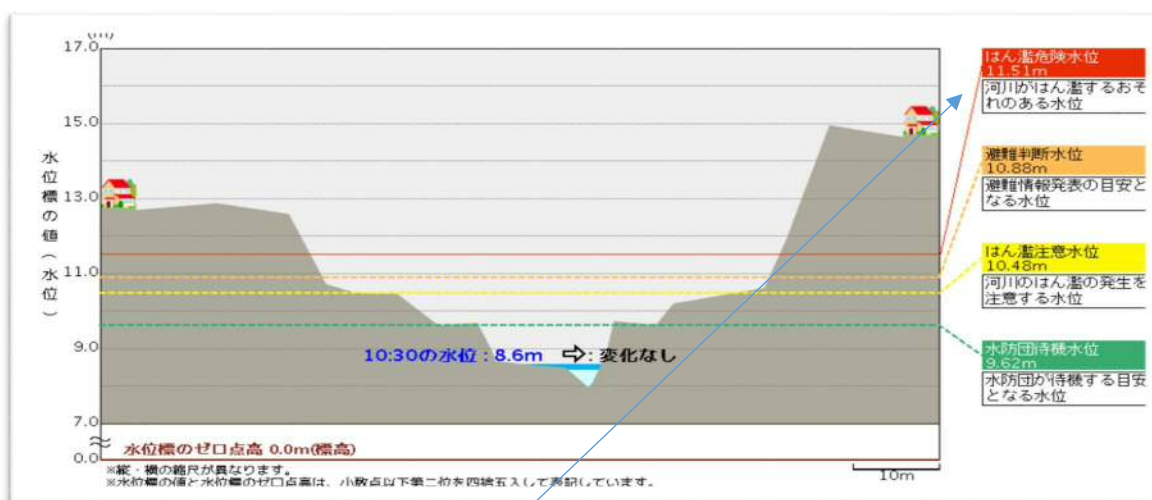
9月10～9月12日の天気図



厚別川上流域に線状降水域【線状降水帯】が形成されていた。



【厚別川の水位基準】



【厚別川の危険氾濫水位】



【野津幌川の水位基準】



厚別西厚信会災害対策本部の設置

要配慮者・高齢者等避難準備の連絡

厚別西厚信会地区は、厚別川・野津幌川の氾濫による浸水の可能性が高い。

この場合の浸水の深さは最大で1階から2階まで2m～3mである。

(厚別西厚信会洪水ハザードマップ参照)

6 水害災害の時の逃げ遅れの最大の原因は

- ① 氾濫はしない。(思い込み)
- ② 昔から起こったことがない。(経験が災い)
- ③ 浸水しても床下浸水位だ。
- ④ 大切な家財道具をそのままにできない。
- ⑤ 雨が止むかもしれない。(重大な失敗の原因)
- ⑥ もう少し様子を見よう。(手遅れの原因)

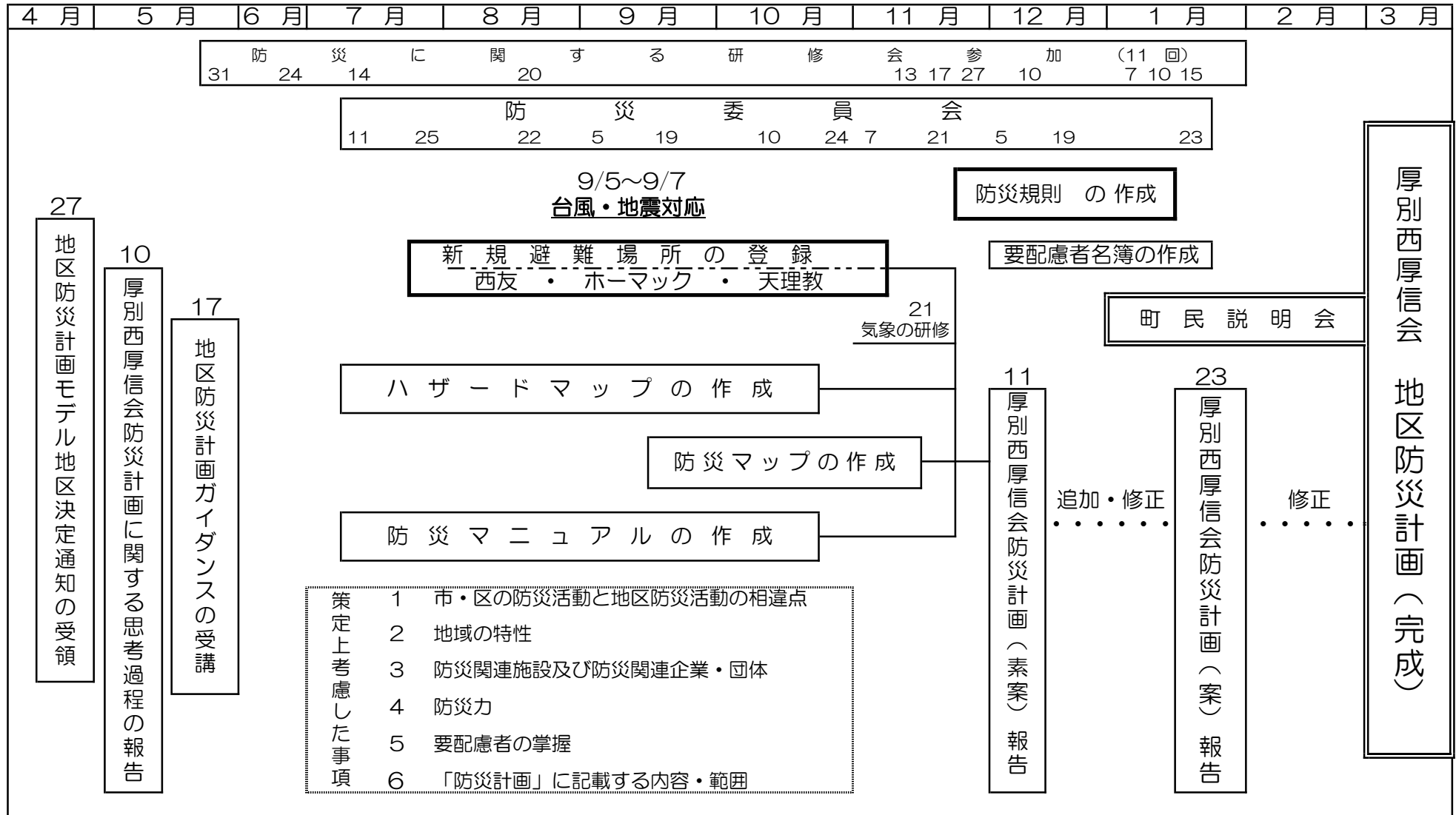
失敗を繰り返さない

7 地震災害について

- ① 地震は予知できない。突然起こるということを知る。
 - (1) 落ち着いて行動し、自分の身を守る。
 - …慌てずに周りの状況を把握する。
 - (2) 日ごろから身の回りの危険を知り、対策をしておく。
 - …家具は固定する。
 - …ガラス飛散防止フィルムを張る。
 - …タンスやテレビの前に寝ない。
 - …落下物に注意する。
 - …危険な場所（ブロック塀など）に近づかない。
 - (3) 室内では常にスリッパを準備しておく。
 - …ガラス片でけがをすることがある。
 - (4) ドアを開けて避難路を確保する。
 - …ドアや窓を開ける。
 - (5) 火を消す。
 - …自動消火装置がついている製品を使用する。
 - (6) 店や乗り物にいるときは係員・乗務員の指示に従う。
 - (7) 家族の安全確認。
 - …連絡方法や集合場所を決めておく。
 - (8) 隣近所の安否確認。
 - …日ごろから挨拶や言葉を交わす。
 - (9) テレビやラジオで正しい情報を入手する。
 - …ラジオやライトの電池を備えておく。
 - (10) 非常持ち出し袋を持つ。
 - …食糧品・防寒着・薬類・ラジオ・ライトなど家族が必要とするものを準備しておく。
- ② 住宅の耐震化。
 - …旧耐震基準で建てられた建物は、倒壊の危険性が高い可能性がある。
 - …耐震診断を受ける（助成制度有）。
- ③ 避難場所を知る。
 - (1) 日頃から避難場所までの経路を調べておく。
 - (2) 避難場所は被災者が生活する場所。
 - …避難者による自主運営が基本。
 - …ルールに従い運営に協力。
 - …他の避難者のプライバシーを尊重。
 - …清掃・給食・物資の配給などに協力。

日頃より災害と隣り合わせで生活しているという意識を持つ

地区防災計画策定過程



厚別西厚信会地区防災規則



平成 31 年 3 月

厚別西厚信会地区防災規則

(目的)

第1条 本会は、厚別西厚信会地域の水害、地震その他災害による被害の減災を図る活動及び災害発生時に厚別西厚信会災害対策本部を運営する事を目的として組織する。

(名称)

第2条 本会は、厚別西厚信会防災委員会（以下「本会」という。）と称する。

(組織)

第3条 本会は、厚別西厚信会役員、委員、班長をもって構成する。
本部は厚別西厚信会集会所・事務所とする。

(防災活動)

第4条 本会は、厚別西厚信会地域において次の活動を行う。
(1) 水害及び地震等の被害発生地域であることを啓蒙する。
(2) 地域住民を対象に防災研修会及び避難訓練を実施する。
(3) 地区防災計画（防災マニュアル・防災マップ）の内容の充実や更新を図る。
(4) 要配慮者の避難支援を行う。なお、要配慮者避難支援基本事項については別途定める。

(厚別西厚信会災害対策本部)

第5条 水防団待機水位を超えたときもしくは震度5弱以上の地震が発生したときは、厚別西厚信会災害対策本部を設置する。
(1) 役員（区長を除く）は直ちに厚別西厚信会災害対策本部に集合する。
(2) 区長は、委員、班長と協力して地域内の被害状況の把握と住民の安否確認を行う。
(3) 防災関連諸部門と連携を図り、地域住民が安全かつ円滑に避難ができるよう避難行動を促す。
(4) 避難所運営の支援を行う。

(防災費用)

第6条 防災に係る費用は、厚別西厚信会特別会計の規定によって支出する。
(1) 災害時避難者への食糧及び暖房用品関連購入費用として使用する。
但し、その他、特別に必要な場合は、災害対策本部で協議を行い、災害対策本部長の指示で、災害時に限り使用することができる。
(2) 災害被害者の救済補償費用としてこれを使用しない。

(会議)

第7条 本会は会議を開催する。
(1) 会議は、会長が招集する。
(2) 厚信会役員より防災委員10名を毎期選出する。
(3) 会議は、定例会議と臨時会議とする。定例会議は、原則5月・10月に開催する。臨時会議は、役員会の要請で開催する。
(4) 会議の決議事項は、役員会の承認を得る。

(附則)

第8条 本規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会の決議を経て定める。

(附則)

第9条 本規則は平成31年4月より施行する。

厚別西厚信会 地区防災規則細則

(厚別西厚信会災害対策本部)

第1条 規則第5条第1項に基づき厚別西厚信会災害対策本部を設置する。

(厚別西厚信会災害対策本部役員)

第2条 厚別西厚信会災害対策本部役員は、厚別西厚信会役員とする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 災害対策本部長 | 厚別西厚信会会長 |
| (2) 災害対策副本部長 | 厚別西厚信会副会長 |
| (3) 災害対策本部連絡責任者 | 厚別西厚信会総務部長 |
| (4) 災害対策本部委員 | 厚別西厚信会各区長・部長 |

(厚別西厚信会災害対策本部役員の任務)

第3条 厚別西厚信会災害対策本部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部長 本部を統括する。
情報を集約し、災害対策本部委員と連携して必要な指示をする
- (2) 災害対策副本部長
災害対策本部長を補佐し、本部長に故障あるときは本部長の代行をする。
- (3) 災害対策本部連絡責任者
関連諸部門との連絡・現場への伝達をする。
- (4) 災害対策本部委員
委員・班長と連携し、地域被災情報の収集と地域住民の支援をする。

(委員・班長の任務)

第4条 委員・班長は、災害発生後、区長の指示を受けて自班の住民の安否確認を実施し、区長へ連絡する。

(本部支援)

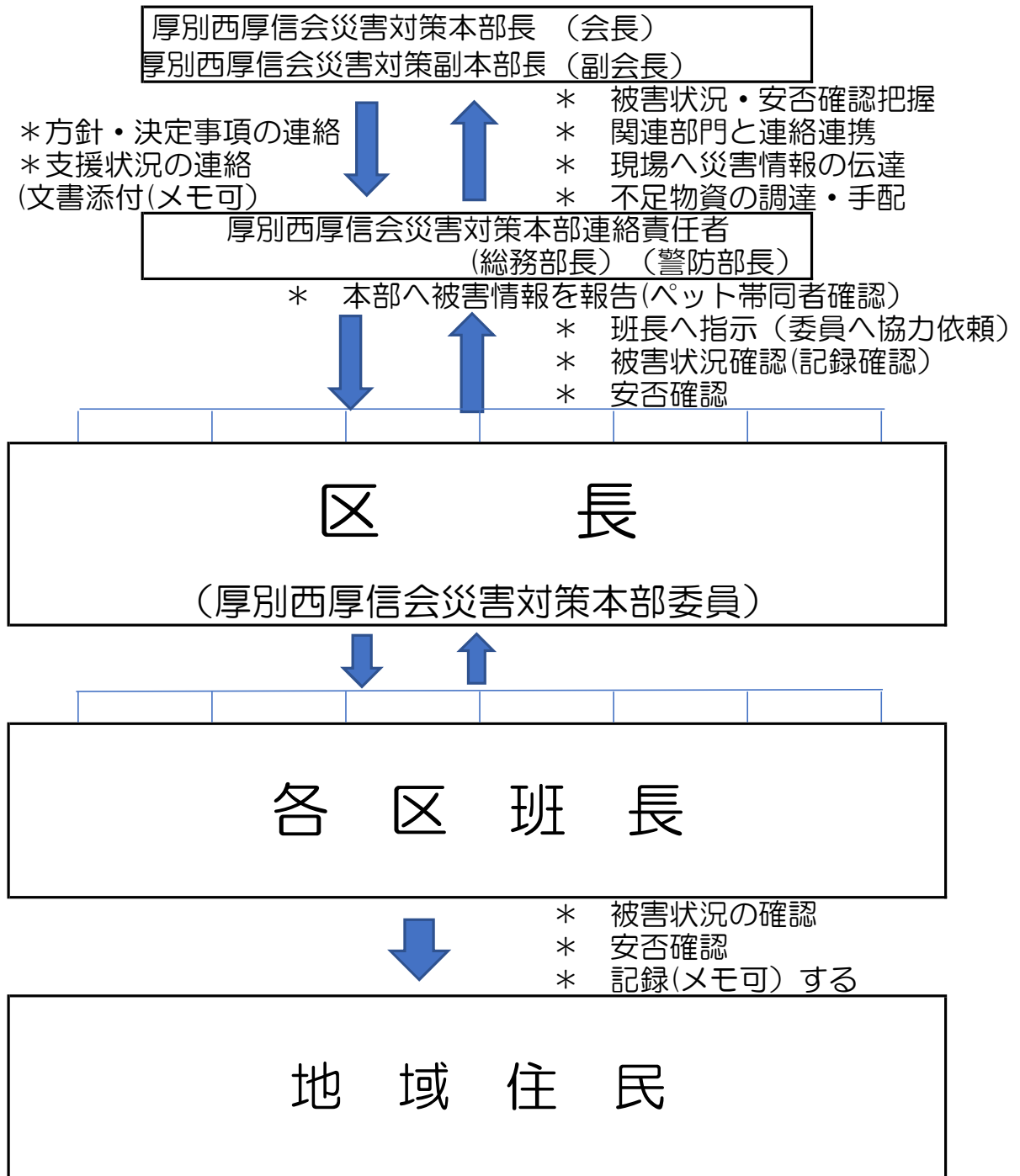
第5条 各部長は、厚別西厚信会災害対策本部長の指示のもと、指示された事柄を遂行する。

(要配慮者避難支援)

第6条 要配慮者支援については、要配慮者避難支援基本事項に基づき実施する。

- (1) 水害の避難の時は、水防団待機水位を超えた場合に、本人及び支援者へ厚別西厚信会災害対策本部より連絡をする。
- (2) 地震災害の避難の時は、安否確認の後、本人の要望に応じて避難支援をする。
- (3) 要配慮者避難支援基本事項の詳細は別途定める。

厚別西厚信会災害対策本部組織図



各部の役割 (災害時には厚別西厚信会災害対策本部長の指示のもと以下の内容等の活動をする)

環境衛生部
施設部
文化部
体育青少年部
女性部
交通安全部
警防部



- 避難所の必要な物資の確認及び避難者の支援をする。
- 避難所停電の際の照明確保・冬季の暖房を確保する。
- 避難所の毛布・寝具等の配備品の確保と支給支援をする。
- 避難者の人数を確認する。
- 食料品の配付・炊き出しの準備などをする。
- 青パト隊は被災者の誘導・現場の巡回を実施する。
- 避難者の要望等を聞き取り対策本部に伝える。
- 避難所のトイレ掃除・ゴミ処理・清掃を避難者と協力して行う。

要配慮者避難支援基本事項

基本方針

町内において災害が発生したときに、自力で避難をすることが困難な要配慮者の避難支援を、町内会が支援者と協力して行うこととする。

項 目		内 容
基本事項		<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者避難支援は会員の支援協力を得る。 2 連絡先は厚別西厚信会事務所とする。 3 要配慮者及び支援者は意思表示者とする。 4 支援者には町内会ボランティア保険を適用する。 5 個人情報厚別西厚信会会則の規定を順守する。
要配慮者		<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者(一人暮らし・老人世帯・子供世帯) 2 障害のある人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 目・耳・言葉が不自由な人 (2) 体が不自由で、一人では移動が困難な人 (3) 精神面に不安がある人 (4) 体調がすぐれない人 3 介護の必要な人 4 妊娠中の人
支援者	支援条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域に居住している人 2 支援者となることに同意する人
	支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予測される時、避難場所への要配慮者の移動を支援 2 地震発生時安否確認を行い、必要に応じて避難を支援 3 避難訓練や啓発活動への参加支援
情報の共有	要配慮者	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者で支援を希望する場合は『災害時要配慮者支援対策書』に必要事項を記入し申し込む。 2 対策書に記載されている事項に関し、関連部門と共有することを承諾する。 3 要配慮者の情報に変更が発生した場合、これを更新する。
	支援者	<ol style="list-style-type: none"> 1 支援を希望及び依頼を受けたものは『災害時要配慮者支援対策書』に必要事項を記入し提出する。関連部門と情報を共有することを承諾する。 2 支援者の情報に変更が発生した場合、これを更新する。

避難場所	*指定緊急避難場所（基幹避難所）
	厚別西小学校 892-5757
	厚別通小学校 892-7555
	信濃小学校 891-2124
	厚別北中学校 895-7461
	*厚別西厚信会指定避難場所
	天理教羽幌分教会 891-3701
	*厚別西厚信会指定避難場所（駐車場のみ）
	ホームック厚別店 893-7511
	西友厚別店 893-5111
	*指定避難所（地域避難所）
厚別西地区センター 896-2000	
*連絡所	
厚別西厚信会事務所	
891-2506	
*厚別西地区災害対策本部	
厚別西まちづくりセンター	
891-4555	

*（防災マップに掲載）

〔災害時要配慮者支援対策書〕

要配慮者と支援協力者表

要 配 慮 者	区 組 班				
名 前		住 所	同居者	電話番号	携帯番号
氏 名	生年月日		有		
	・ ・		無		
	年齢 歳				

1 緊急連絡先

名 前	本人との続柄	住所	電話番号	携帯番号

2 支援の理由

① 高齢	② 障害	③ 介護	④その他(① ② ③ に該当しない方)
独	有	有	
老々	無	無	

3 特別な事情(避難の際知ってほしい事)

① 支 援 者

名前		電話番号	
住所		携帯番号	

② 支 援 者

名前		電話番号	
住所		携帯番号	

③ 支 援 者

名前		電話番号	
住所		携帯番号	

支援者カード

厚別西厚信会
会長 井上 一弘 様

私は厚別西厚信会災害時支援活動に賛同し、災害などが発生した際、避難支援が必要な方の支援者として登録します。
また、救援・支援に必要な範囲で下記の情報を厚信会役員や要配慮者などに提供することについて同意します。

年 月 日

支援者情報	
区	組 班
名前	
住所	厚別西 条 丁目
電話番号	
携帯番号	
備考	

* 厚別西厚信会防災委員会は、上記記載情報について厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。

防災マニュアル (保存版)

災害（風水害・地震）への備え



厚別西厚信会

『防災マニュアルの作成にあたって』

このマニュアルは、風水害・地震についての知識や家庭での備えなどについて知っていただくために作成しました。

災害の発生を防ぐことは出来ませんが、日ごろから防災意識をしっかりとって、いざという時には町内会の皆さんが互いに協力をし、助け合うことによって、被害を少なくすることは可能です。

本マニュアルを活用していただき、一人ひとりの防災力を高め、災害に備えましょう。

平成 31 年 3 月

厚別西厚信会 会長 井上 一弘

目 次

1. 風水害について.....	1
• 早めの行動が重要.....	1
• 風水害の時の心構え.....	2
• 大雨、洪水に係る警報、注意報の基準等について.....	3
• 避難情報の発令.....	4
• 日ごろの備え.....	6
• 避難するときには.....	6
2. 地震災害について.....	7
• 地震災害時の心構え.....	7
• 地震が発生した時は.....	7
• 日ごろの備え.....	8
• 避難するときには.....	9
• 緊急地震速報.....	9
3. 家族の防災について.....	10
4. 備蓄品・非常持出品について.....	11
5. 避難場所及び連絡先について.....	12
6. 札幌市防災アプリ（そなえ）について.....	14
7. 災害用伝言ダイヤル「171」について.....	15

1. 風水害について

- ・早めの行動が重要

風水害は、時間の経過とともに事態が深刻化しますので、早めに避難しましょう。

-POINT-

身を守るためにどう行動するか？

1 危険が迫っていることを知る（いつ、どこで）

① 気象情報を入手しましょう

天気予報、警報、注意報、気象情報などをテレビやラジオ等で入手しましょう

② 情報の内容を理解しましょう

時間帯、風向、風速など

③ 知っておきたい防災気象情報

気象庁は、発生の恐れがある気象災害の重大さや可能性に応じて特別警報、警報、注意報等を発表しています



非常持出品の準備

避難時に身動きが取りやすいように荷物は必要最小限にしましょう。

2 何が起きるかをイメージする

あらかじめ、住んでいる場所でどのような災害が発生しやすいのかハザードマップ等で確認し、いざという時に利用すべき防災情報の種類を確認しておくことが大切です

3 難を避けるため正しく行動する

① 警報はどんな時に発表されるか

- ・重大な災害が起こるおそれがあると予想した時
- ・短時間強雨は2～3時間、その他は現象発現の3～6時間前に発表

② 記録的短時間大雨情報

数年に一度の猛烈な雨を実際に観測し、解析した場合に発表される。石狩地方は1時間に100ミリ以上が基準

悪天候になる前、暗くなる前に「避難」しておくのが一番です。

防災気象情報を活用し、命を守るためのもっとも安全な行動を選択しましょう。

「まさか」から「もしかしたら」災害に遭うかもしれないという意識が大切です。

・風水害の時の心構え

台風、大雨、融雪などが原因となる風水害は、突然起こるわけではなく、日ごろの備えのほか、気象情報などの情報を収集することによって、事前に危険を察知することが重要です。

当町内会は、厚別川と野津幌川に囲まれた地域にあり、集中豪雨による洪水被害が発生する可能性があります、日ごろの備えが大切です。

1 時間雨量の目安

20～30mm
【強い雨】



側溝や下水、小さな川があふれ小規模の
がけ崩れが始まる。

30～50mm
激しい雨



道路が川のように
なる。

50～80mm
【非常に激しい雨】



都市部では地下室や
地下街に雨水が流れ
込む場合がある。

80mm以上
【猛烈な雨】



大規模な災害の発生
するおそれ強い。

風と被害の目安

風速20～25m/s
【非常に強い風】



細い木の幹が折れたり、
看板が落下・飛散する。

風速25～30m/s
【非常に強い風】



ビニールハウスのフィル
ムが広範囲に破れる。

風速30～35m/s
【猛烈な風】



走行中のトラックが横転する。

風速35m/s以上
【猛烈な風】



電柱や街灯が倒れ、ブロッ
ク塀が倒壊する。

・大雨、洪水に係る警報、注意報の基準等について

危険度	気象庁の情報		札幌市の情報	住民のとりべき行動
	洪水予報	警報危険度分布		
1	注意情報	注意	水防団待機水位 厚別西厚信会対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・天気予報注視
2	氾濫 注意情報	注意 【注意報扱】		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は避難の準備。 ・突発性が高く、予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに住んでいて、避難に時間がかかる高齢者等の方は、避難準備を整える。
3	氾濫 警戒情報	警戒 【警報級】 (避難準備・高齢者避難開始相当)	厚別川、野津幌川の水位、降雨の状況により、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する ※札幌市緊急災害対策実施本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は速やかに避難。 ・突発性が高く、予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いに住んでいる方は、避難準備を開始。 ・これらの区域に住んでいる高齢者等は速やかに避難！
4	氾濫 危険情報	非常に危険 命に危険が及ぶ災害が何時発生してもおかしくない (避難勧告相当)	※札幌市災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難 ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の危険な箇所以外の少しでも安全な場所への速やかな避難を！
5	氾濫 発生情報	極めて危険 命に危険が及ぶ災害が既に発生していてもおかしくない		<ul style="list-style-type: none"> ・避難を完了 ・この状況になる前に避難を完了しておく

・避難情報の発令

⇒札幌市から発令されます。

札幌市からの避難情報は、テレビやラジオ、インターネットや緊急速報メール等で伝えられます。災害が起こった時に適切な行動をするため、日ごろから避難場所までの経路をあらかじめ決めておきましょう。



☆避難情報の種類

○避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合は、

『避難準備・高齢者等避難開始』が発令されます。

- ・避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしてください。
- ・その他の方も避難の準備をしましょう。

※厚別西厚信会では、河川が水防団待機水位（厚別川9.62m、野津幌川13.98m）を超えた場合は、町内会の災害対策本部を設置します。「避難準備・高齢者等避難開始」は発令されませんが、避難に時間を要する人とその支援者は避難をする準備を始めてください。

○災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合は、

『避難勧告』が発令されます。

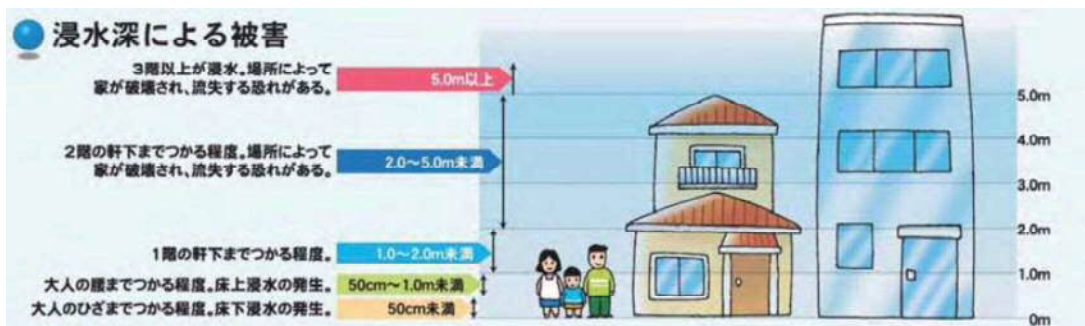
☆目安として、はん濫危険水位（厚別川11.51m、野津幌川15.45m）を越えると発令されます。

- ・速やかに避難場所へ避難してください。
- ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や自宅内のより安全な場所に避難してください。

○災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合は、

『避難指示（緊急）』が発令されます。

- まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難してください。
- 外出することによって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や自宅内のより安全な場所に避難してください。



・日ごろの備え

いつ起こるか分からない災害から自分や大切な人を守るためには、日ごろからの備えが大切です。できることから準備しましょう。



安全な避難経路を確認しておきましょう
避難場所までの経路をあらかじめ確認しておきましょう。



排水溝の掃除をしましょう
排水溝や雨水ますが落ち葉や土で詰まっていると、雨水が流れずあふれることがあります。



河川への雪捨てはやめましょう
川へ雪を捨てると、春先や暖気の際に川があふれ水害が発生する恐れがあります。

・避難するときには

日ごろから身の回りの危険を把握しておいて、いざという時に備えることが大切です。



早めの自主避難
危険かもと感じたら、早めに自主避難しましょう。



近所へも避難の呼びかけ
お年寄りや子どもなど、避難に時間がかかる人は早めの避難が必要です。近所の人へも呼びかけ、避難に協力しましょう。



動きやすい格好、2人以上での避難
避難するときは、動きやすい格好で2人以上で行動しましょう。



安全な経路を足元に注意して!
河川沿いや橋を避け、側溝や水路、マンホールに気を付けて避難しましょう。土砂災害にも注意しましょう。



車での避難は控えて、堤防に車を放置しない
緊急車両の妨げになるので、特別な場合を除き、自動車での避難は控えましょう。



浸水後の避難は危険な場合があります
一般的に、男性は70cm以上、女性は50cm以上の水深になると歩くのが困難になります。水流が速い場合には流されてしまう危険があります。また、マンホールに落ちる危険もあります。



逃げ遅れてしまったら
自宅の2階や近くの頑丈な高い建物に緊急的に避難してください。

2. 地震災害について

・地震災害時の心構え

地震が発生した時には、慌てずに落ち着いて身を守る行動をしましょう。家の中や家の周りにも地震が発生すると様々な危険が潜んでいます。日ごろから身の回りの危険を把握していざという時に備えましょう。

・地震が発生した時は

①まず自分の身を守る

- ・慌てずに落ち着いて行動しましょう。
- ・机やテーブルの下などに身を隠し、自分の身を守りましょう。窓や家具から離れましょう。
- ・窓ガラスが割れたり、食器が飛び出して割れていると危険ですので、室内でもスリッパや靴を履きましょう。
- ・エレベーターに閉じ込められた場合は、落ち着いて助けを求めましょう。
- ・ドアを開けて避難路を確保しましょう。



②火の元を断つ

- ・火のそばから離れましょう。揺れがおさまってから、ガスの元栓をしめましょう。ガスの臭いがしたら窓やドアを開けて換気をしてからガス会社に連絡しましょう。
- ・火が出た場合は、落ち着いて消火器等で消火し、天井に炎が達した場合は、迷わず直ぐに避難しましょう。

③揺れが収まったら

- ・テレビやラジオ等により被害の状況を早く知りましょう。
- ・家族の安全を確認し、隣近所に声をかけましょう。

④避難します

- ・大地震が発生した場合は、消防署や区役所、ガス会社や北電等の公共機関は通報が重なり電話がつながりません。

- ・避難するときは、頑丈な靴を履いて長袖、長ズボン、手袋を履いて、隣近所の人と協力しながら避難所に避難してください。なお、避難するときは、隣近所において、閉じ込められている人がいないか確認をしましょう。また、避難する際は、「電気のブレーカーを切る」、「水道・ガスの元栓を閉める」、最後に「戸締り」をすることを忘れずに行いましょう。

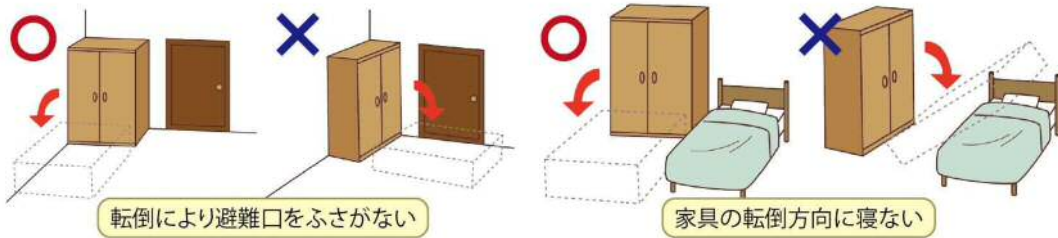


厚別西厚信会青色防犯パトロール隊が町内を巡回します。

・日ごろの備え

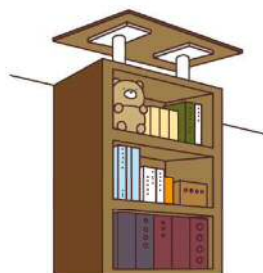
いつ起こるか分からない災害から自分や大切な人を守るためには、日ごろからの備えが大切です。できることから準備をしましょう。

家具の固定と安全確保

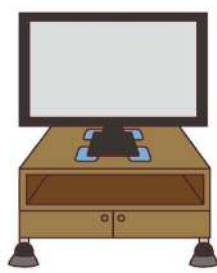


転倒により避難口をふさがない

家具の転倒方向に寝ない



つっぱり棒での固定。重いものを下段に収納して重心を低くしましょう。



キャスター付きの家具は下皿などで移動防止。テレビは粘着マットで固定(壁にベルトなどでつなぐ方法も)。



L字金具での固定。ガラス飛散防止フィルムを張る。扉開放防止器具やすべり止めシートで食器の飛び出しを防止。

他にも、つり下げ照明器具のワイヤーでの固定や、冷蔵庫の転倒防止、電子レンジの移動防止など、大型の家具や家電はしっかり固定しましょう。

・避難するときには

日ごろから身の回りの危険を把握しておいて、いざという時に備えることが大切です。

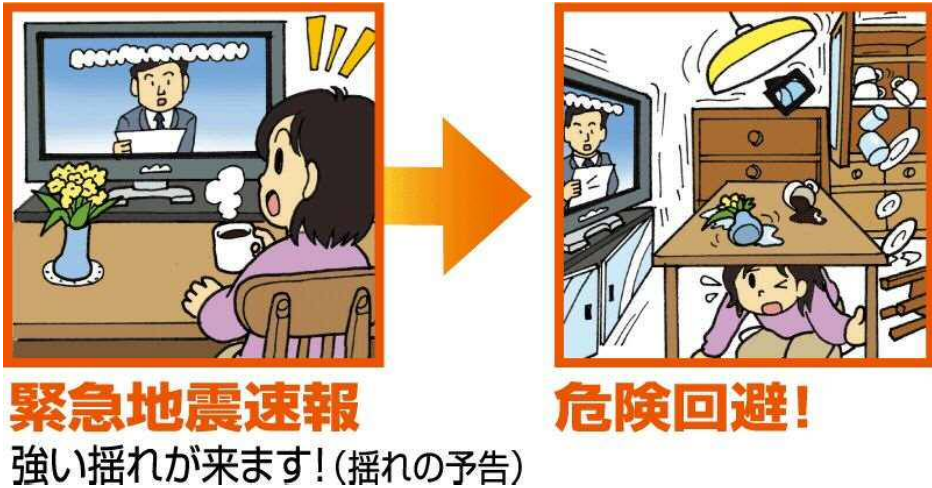


・緊急地震速報

⇒強い揺れが来る前に、テレビ、ラジオなどで地震の速報がされます。

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源が近い地震計で震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて強い揺れの到達時間や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

緊急地震速報を有効に活用するためには、適切に行動ができるように訓練をしておくことが大切です。



3. 家族の防災について

家族みんなが一緒の時や、仕事や学校などでバラバラの時など、災害はいつ発生するかわかりません。いざというときにあわてないよう、普段から家族で話し合って災害に備えましょう。

家族の集合場所や役割分担、連絡方法、非常時持出品などについて確認しておきましょう。

- ☆家族一人ひとりの役割分担を決めておきましょう。
- ☆家族との連絡方法や集合場所を決めておきましょう。
- ☆家族みんなで、避難場所を確認しておきましょう。
- ☆非常時持出品を準備しておきましょう。



わが家の避難メモ

● 家族で書き込みましょう。

わが家の避難場所					
家族の集合場所					
災害時の緊急連絡先					
家族の名前	生年月日	血液型	既往症	会社・学校の電話番号	

4. 備蓄品・非常持出品について

災害発生時や避難をしなければならなくなった時のために、最低限必要な用品を備えておきましょう。用品は、玄関などの取り出しやすい近くに保管しておきましょう。

- ・食料品や水（1人1日3ℓ）は最低3日分用意しましょう。
- ・次の例はあくまでも参考ですので、家族にとって必要な物を用意しましょう。
- ・食料や飲料水など普段から使いながら買い足す備蓄方法（ローリングストック）を心掛けましょう。



5. 避難場所及び連絡先について

○避難場所

避難所	施設名	備考
<u>基幹避難所</u> (指定緊急避難場所)	厚別西小学校	※備蓄品があり、区職員が開設を行います。
	厚別通小学校	
	信濃小学校	
	厚別北中学校	
<u>地域避難場所</u> (指定避難所)	厚別西地区センター	※地域住民が開設、運営を行います。
<u>一時避難場所</u> (厚別西厚信会の場合)	天理教羽幌分教会	※災害が発生した時に一時的に避難をする場所です。 ※DCMホームマック厚別西店、(合)西友厚別店は、駐車場のみ利用できます。
	DCMホームマック厚別西店	
	(合)西友厚別店	

○避難の心得

- 避難場所を日ごろから確認しておきましょう。
 - 避難勧告や避難指示があった場合は、速やかに避難しましょう。
 - 隣近所の方に声を掛け合って一緒に避難しましょう。
 - 自家用車を使わず徒歩で避難しましょう。
 - 避難をする前に、「電気ブレーカーを切る」「水道・ガスの元栓を閉める」「戸締り」することも忘れずにしましょう。
 - ペットについては、飼い主の安全を確保できる範囲でペットも連れて避難しましょう。
- ※原則、多くの避難所では人とペットは同居できません。指定された飼育場所でルールに従い、周りの人に配慮して飼養しましょう。

○避難場所の連絡先

施設名	電話番号
厚別西小学校	011-892-5757
厚別通小学校	011-892-7555
信濃小学校	011-891-2124
厚別北中学校	011-895-7461
厚別西地区センター	011-896-2000
天理教羽幌分教会	011-891-3701
DCMホームック厚別西店	011-893-7511
(合)西友厚別店	011-893-5111

○災害時の連絡先

施設名	電話番号
火事・救急・救助	119
停電・故障（北海道電力）	011-221-3161
ガス漏れ（北海道ガス） ※又は契約先のガス会社	011-233-5533
水道の夜間・休日の緊急連絡先 （水道局電話受付センター）	011-211-7770
厚別消防署西出張所	011-894-3119
厚別西厚信会事務所	011-891-2506
厚別西まちづくりセンター（西会館）	011-891-4555

6. 札幌市防災アプリ（そなえ）について

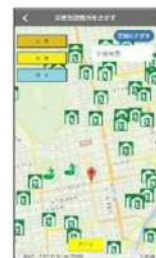
札幌市防災アプリ 『そなえ』

札幌市防災アプリ（愛称：そなえ）は、地震災害や風水害などについての防災意識を高め、日ごろからの備えや、行動をしていただくためのスマートフォン専用アプリ（無料）です。で、ご活用願います。



ハザードマップ・避難場所

地区別ハザードマップの閲覧と現在地付近の災害別避難場所の位置が確認できます。



避難場所のエアタグ

現在地からスマホをかざすと、360度の各避難場所の方向、距離を同時に確認できます。



安否確認・SOS機能

災害発生時の安否確認や自分の居場所をワンタッチでメール送信できます。



ダウンロード & ご利用は無料です。 ※別途通信料がかかります。

iPhone/iPadの方



Androidの方



7. 災害用伝言ダイヤル「171」について

災害用伝言ダイヤル 「171」で安否情報を音声により伝達します。

録音手順
171
1
自宅の電話番号

再生手順
171
2
自宅の電話番号

毎月1日は、「災害用伝言ダイヤル」を体験できます

災害用伝言ダイヤルは、大規模な災害が発生した場合に提供を開始し、被災住民の皆様の安否を伝える声の伝言板です。ご利用方法は、「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音や再生を行います。また、公衆電話は優先的に通話が可能であることに加え、停電時でもその多くは使用できるため有効です。公衆電話の位置など詳しくは、NTTのホームページなどを参照してください。

※災害用伝言ダイヤル「171」は、災害時以外には使用できません。

厚別西厚信会洪水ハザードマップ

縮尺 1:2500

(地盤高さの目安と避難場所)

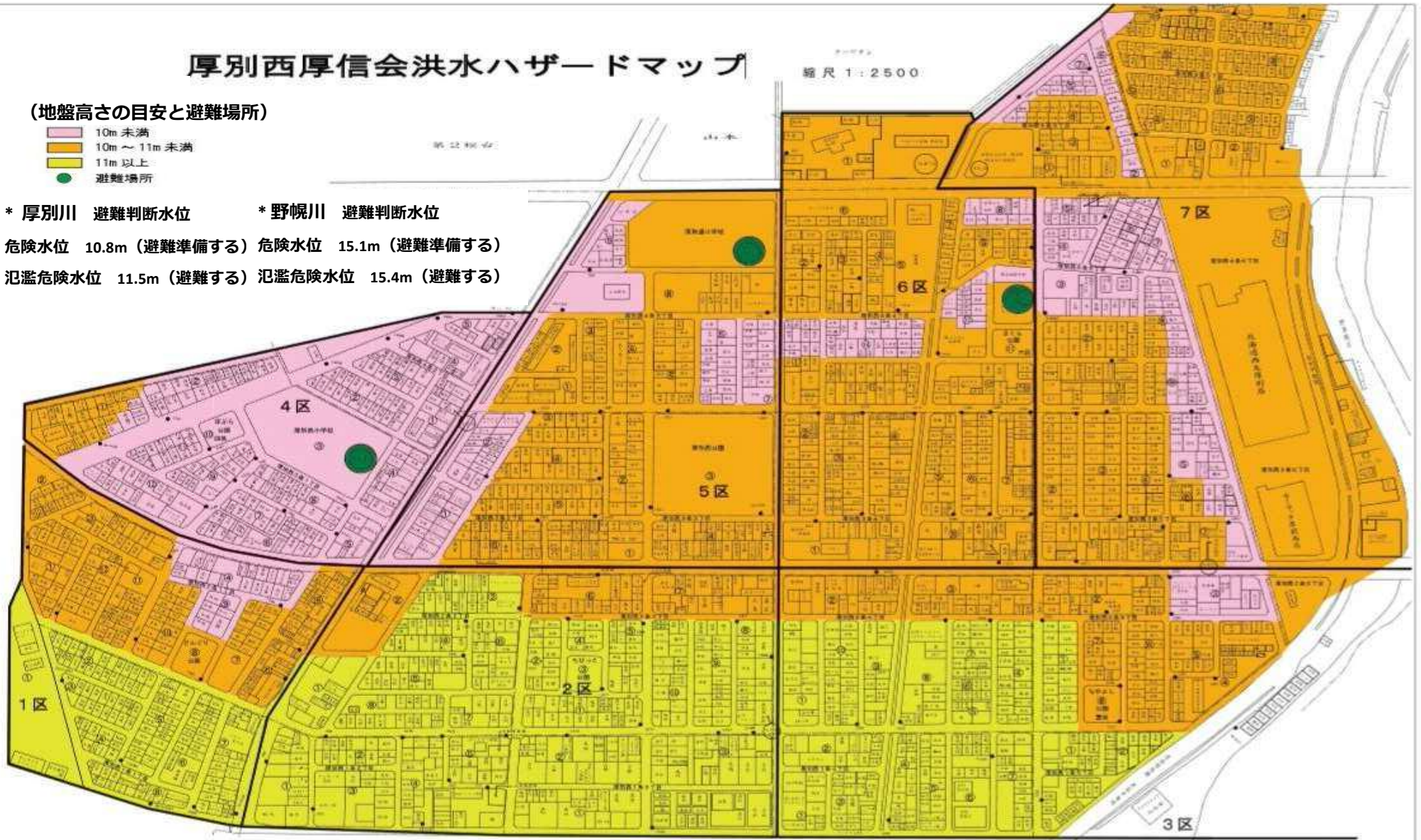
- 10m 未満
- 10m ~ 11m 未満
- 11m 以上
- 避難場所

* 厚別川 避難判断水位

* 野幌川 避難判断水位

危険水位 10.8m (避難準備する) 危険水位 15.1m (避難準備する)

氾濫危険水位 11.5m (避難する) 氾濫危険水位 15.4m (避難する)



盤溪地区防災計画



上盤溪町内会・盤溪下町内会

令和2年1月

盤溪地区の防災（避難）計画

1 盤溪地区で独自の防災（避難）計画を作成する必要性

西日本豪雨（平成 30 年 7 月豪雨）により、広島県や岡山県などでは甚大な被害が発生し、道内でも旭川市などで河川氾濫による田畑の水没や東川町で観光客の孤立が発生しました。

また、平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時 7 分に北海道胆振（いぶり）東部地震が発生しました。特に、厚真（あつま）町では、最大震度 7 で土砂災害が発生し、甚大な被害となりました。道内全域が停電となり、地区防災計画の必要性を改めて痛感したところです。

現在、宮の森大倉山連合町内会では、72 時間で 400mm の豪雨が降った場合を想定した避難計画を検討しています。山間部（荒井山・円山西町）地域では、琴似川が氾濫した場合を想定し、その対策として「幸福の科学の施設」「大倉山の施設」「真如苑の施設」「啓明中学校」への避難策を検討しているようです。

盤溪地区は、集落が分散していることと、土砂災害警戒区域に囲まれている地域に位置する山間部であるため、独自の避難計画が必要です。

2 盤溪地区の具体的な防災（避難）計画

盤溪地区は、市街化調整区域で、住宅が分散した集落を形成しています。地域の指定緊急避難場所は、盤溪小学校となっていますが、土砂災害警戒区域（急傾斜地）に位置しているため、土砂災害危険時には避難所は開設されません。

また、上盤溪町内会と盤溪下町内会の2つの町内会が存在することから、盤溪地区独自の避難マニュアルを整備することとします。

上盤溪町内会の一時避難所

上盤溪町内会には、除雪路線（7路線）があり、それぞれに代表者がいます。災害が発生した場合の連絡網は、この各路線の代表者を中心に各路線に副代表を決めることとします。

なお、危険箇所の把握と対応策（避難経路の確認）を協議することが重要です。（峠の山頂の方は、自宅での避難が良い場合も考えられます。）

施設名	住所
① ばんけいスキー場（ロッジ）	盤溪 410 番地
② アンフィニの事務所（少年サッカー場）	盤溪 433 番地 3
③ ラベンダー園（幌見峠の佐藤さん宅）	盤溪 471 番地 110

盤溪下町内会の一時避難所

盤溪下町内会は、ばんけいスキー場のロッジに避難するのがベストと考えます。ただし、盤溪小学校では、盤溪川が氾濫し小学校の前の橋が流された場合は、大乘院薬王寺（盤溪峠の山頂）に避難することになっています。

けあばんけいは、施設が堅固であることから、そのまま施設内にて救助を待ったほうが良いと考えます。

ばんけい幼稚園は、ばんけいスキー場のロッジに避難するのがベストです。（同じ敷地内であるため）

札幌光の森学園には、停電時に電源を切り替えるシステムが導入されていますので、停電時の情報収集（テレビ）と携帯電話の充電等を行うことができます。

施設名	住所
① ばんけいスキー場（ロッジ）	盤溪 410 番地
④ 大乘院薬王寺	宮の森 1263 番地 3
⑤ 札幌光の森学園	盤溪 259 番地 5

3 上盤溪町内会の避難マニュアル（詳細）

上盤溪町内会は集落が分散していて、災害状況の把握が困難なことから、それぞれの路線（除雪の7路線）において、自助・共助による避難対応にならざるを得ません。そこで、過去の災害を検証して命を守るための必要措置を考えなければなりません。

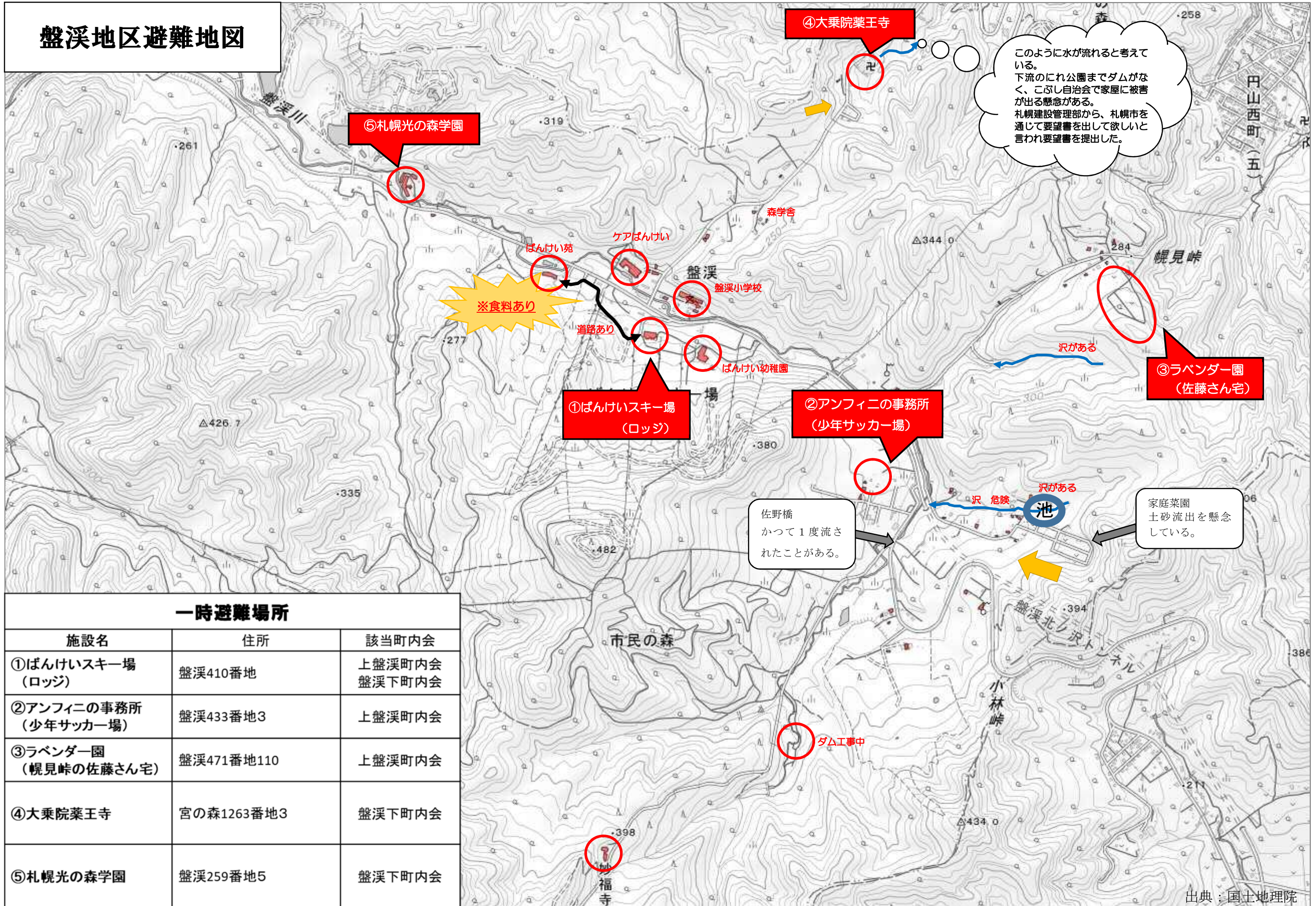
現在把握している危険箇所としては、旧盤溪会館路線において、大きな池が出来ていて、土管が塞がっており沢に水が流れていかない箇所があるのと、山頂付近から家庭菜園として分譲された場所があり、木が伐採されたことから、72時間で400mmの豪雨が降った場合には、旧盤溪会館路線に土石流が発生する危険性があります。

昭和56年に発生した台風では、幌見峠付近から現在の盤溪会館に向かって土石流が発生しました。また、盤溪山妙福寺方面から発生した土石流によって、佐野橋が流されました。

路線名	代表者	情報収集担当
1 旧盤溪会館路線（佐藤左官さんまで）	新吾	新吾副会長
2 旧盤溪会館路線（瀬戸さんから上の路線） <u>災害時に危険性が高い路線</u>	阿妻	
3 現盤溪会館路線 <u>過去に土石流が発生</u>	久保田	久保田会長
4 幌見峠路線	中川	秋庭副会長
5 佐々木路線	佐々木	
6 熊谷路線	熊谷	
7 尾形路線	尾形	

- 1・2 旧盤溪会館路線の方は早目に、ばんけいスキー場のロッジに避難することが必要です。体力的に無理な方は、アンフィニの事務所（少年サッカー場）に避難する。
- 3 現盤溪会館路線の方は、ばんけいスキー場のロッジに避する。体力的に無理な方は、アンフィニの事務所（少年サッカー場）に避難する。
- 4 幌見峠路線の方は、自宅での避難が妥当です。危険だと判断した場合には、ラベンダー園（佐藤さん宅）に避難する。
- 5 佐々木路線の方は、アンフィニの事務所（少年サッカー場）に避難する。
- 6 熊谷路線の方は、自宅での避難が妥当です。
- 7 尾形路線の方は、自宅での避難が妥当です。

盤溪地区避難地図



このように水が流れると考えている。
下流のにれ公園までダムがなく、こぶし自治会で家屋に被害が出る懸念がある。
札幌建設管理部から、札幌市を通じて要望書を出して欲しいと言われ要望書を提出した。

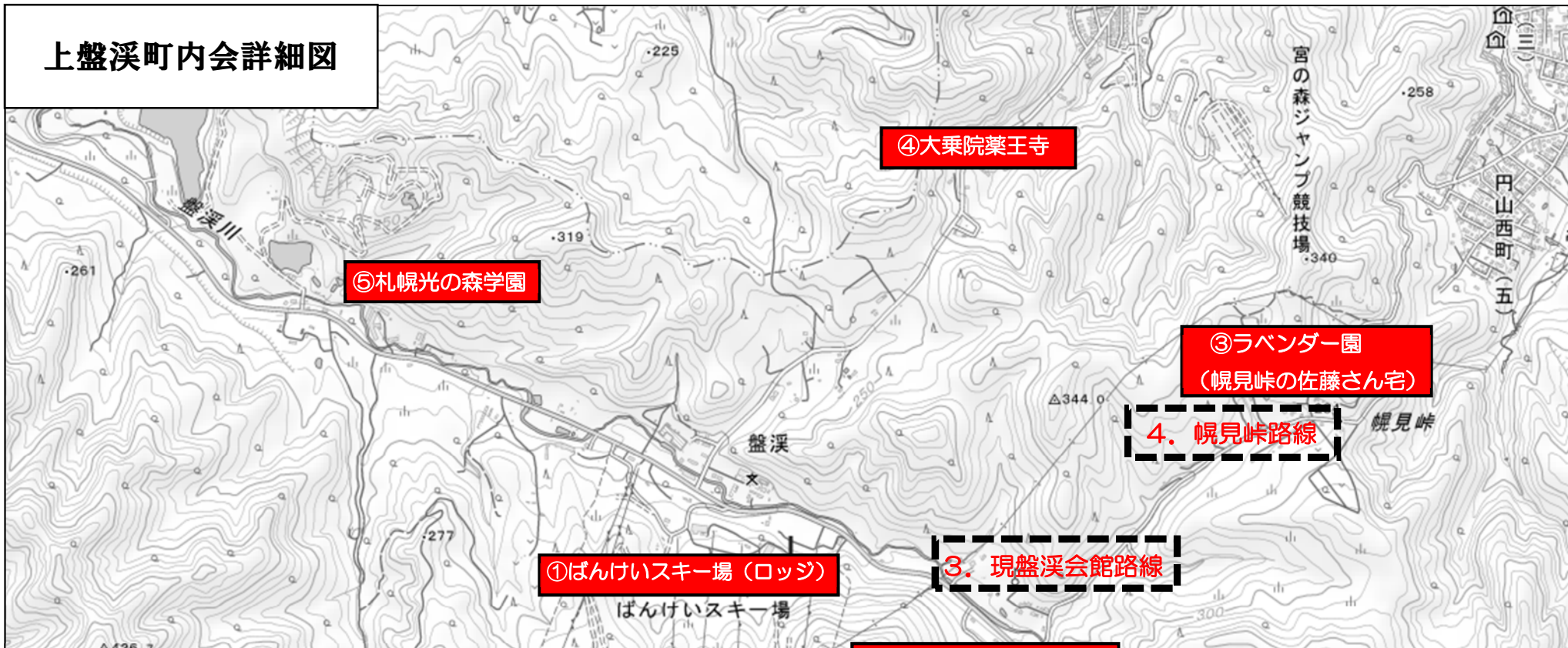
佐野橋
かつて1度流されたことがある。

家庭菜園
土砂流出を懸念している。

一時避難場所

施設名	住所	該当町内会
①ばんけいスキー場 (ロッジ)	盤溪410番地	上盤溪町内会 盤溪下町内会
②アンフィニの事務所 (少年サッカー場)	盤溪433番地3	上盤溪町内会
③ラベンダー園 (幌見峠の佐藤さん宅)	盤溪471番地110	上盤溪町内会
④大乘院薬王寺	宮の森1263番地3	盤溪下町内会
⑤札幌光の森学園	盤溪259番地5	盤溪下町内会

上盤溪町内会詳細図



路線など

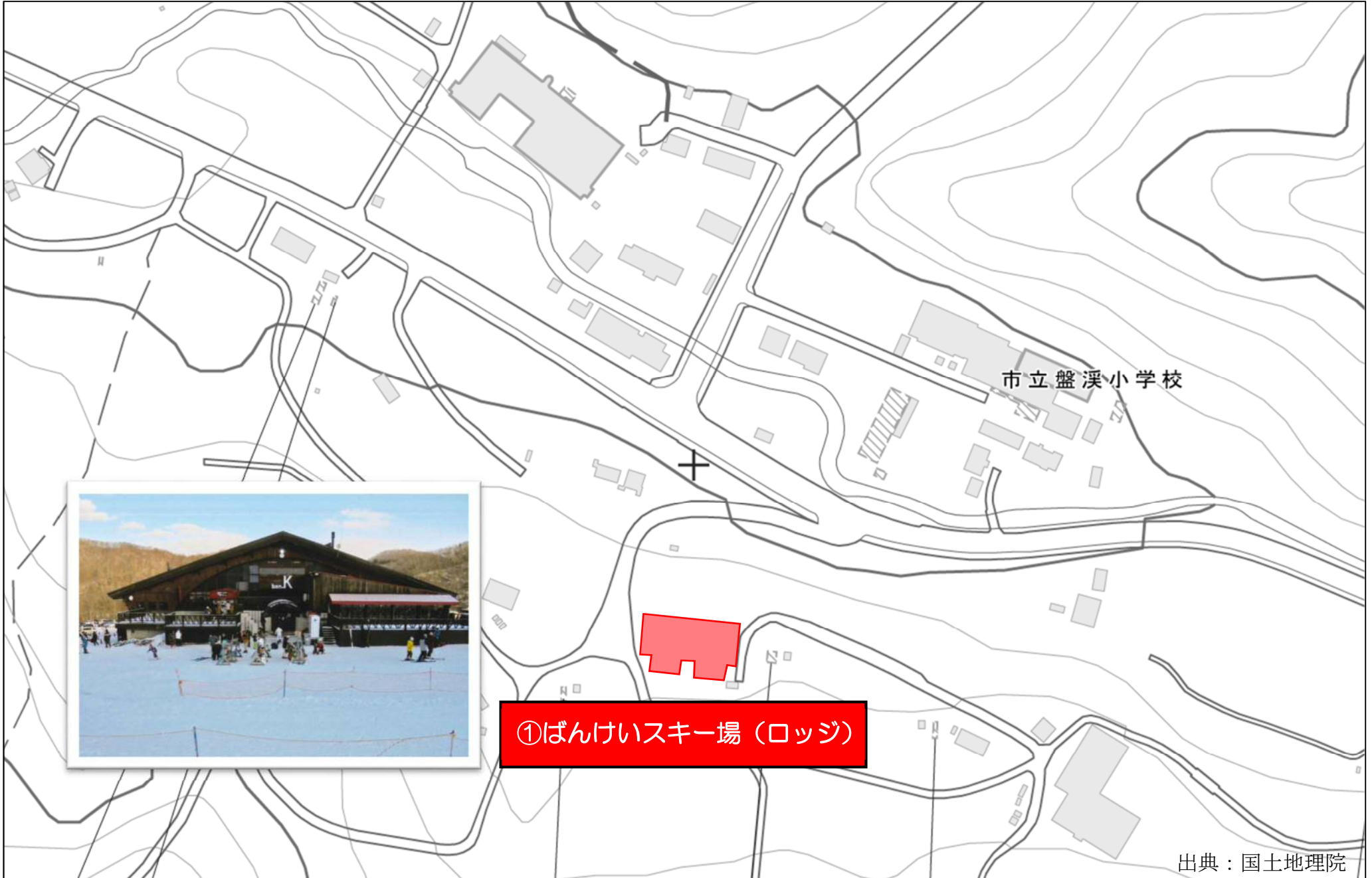
路線名	代表者	情報収集担当
1 旧盤溪会館路線 (佐藤左官さんまで)	新吾	新吾副会長
2 旧盤溪会館路線 (瀬戸さんから上の路線) 災害時に危険性が高い路線	阿妻	
3 現盤溪会館路線 過去に土石流が発生	久保田	久保田会長
4 幌見峠路線	中川	秋庭副会長
5 佐々木路線	佐々木	
6 熊谷路線	熊谷	
7 尾形路線	尾形	

出典：国土地理院

拡大図

⑤札幌光の森学園





①ばんけいスキー場（ロッジ）



④大乘院薬王寺

3. 現盤溪会館路線

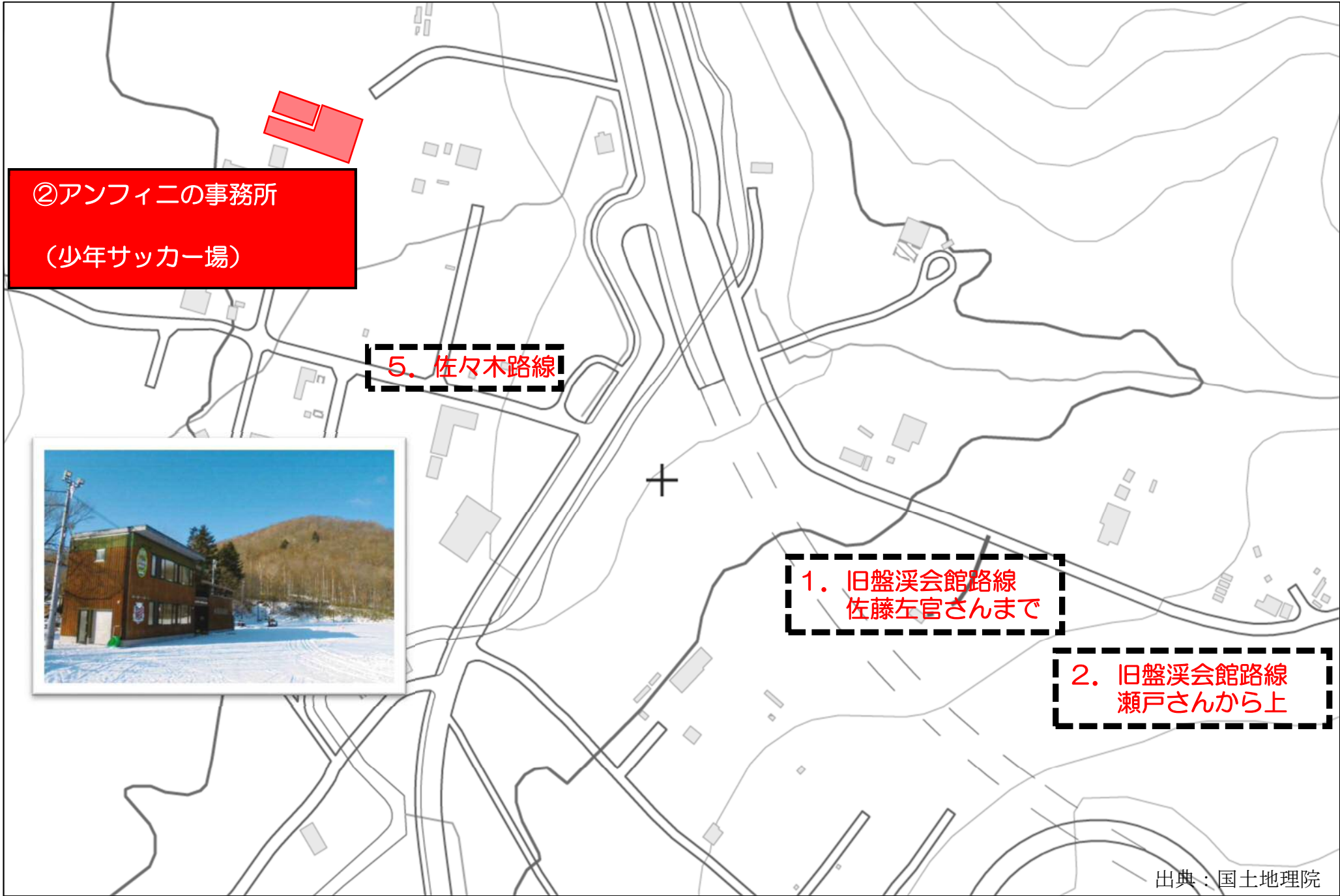


②アンフィニの事務所
(少年サッカー場)

4. 幌見峠路線

③ラベンダー園
(幌見峠の佐藤さん宅)





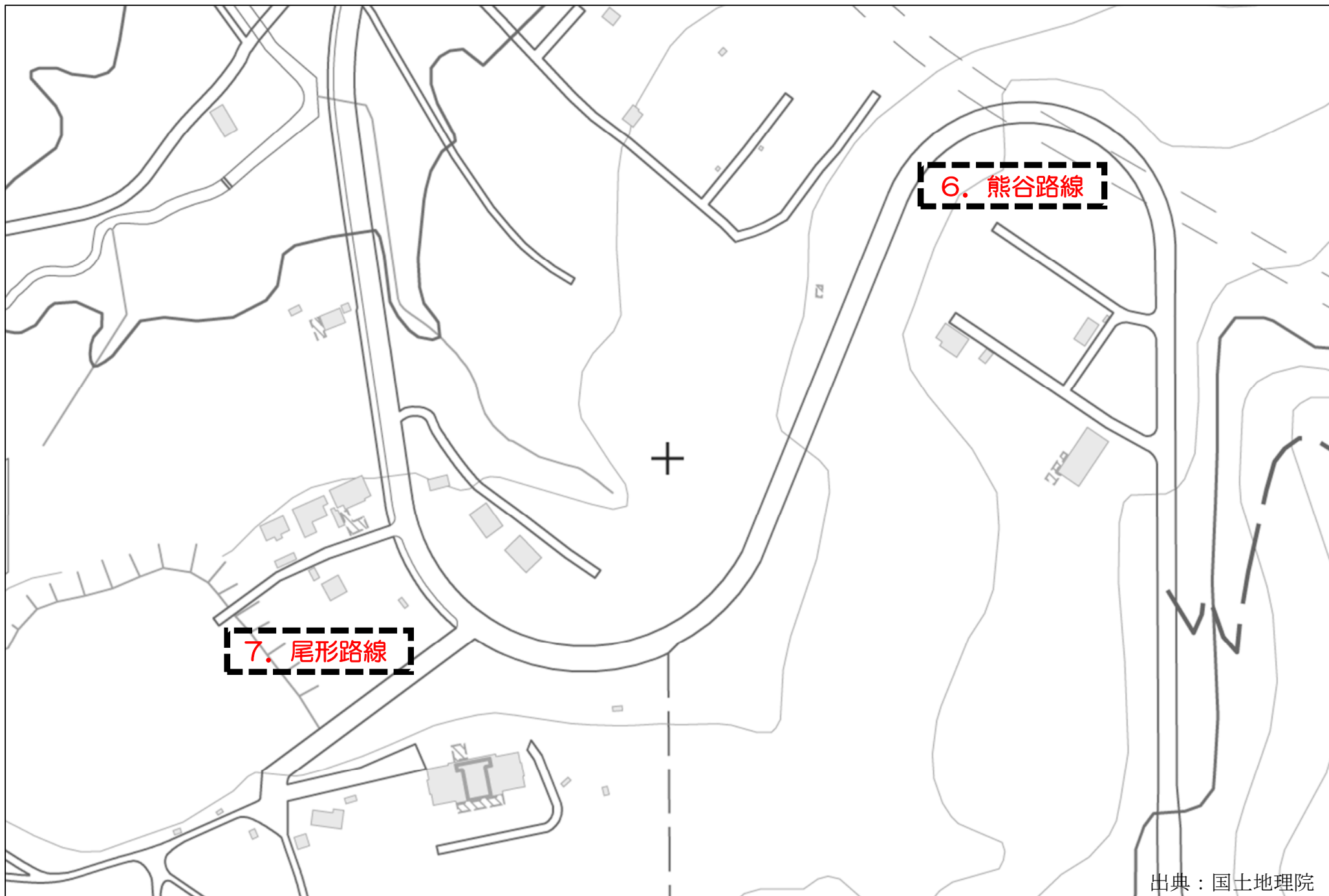
②アンフィニの事務所
(少年サッカー場)

5. 佐々木路線



1. 旧盤溪会館路線
佐藤左官さんまで

2. 旧盤溪会館路線
瀬戸さんから上



6. 熊谷路線

7. 尾形路線



自助と
共助で
防災!

地区防災計画

1. 基本方針

北海道胆振東部地震にて、札幌市内で最大の震度6弱を記録した元町地区では、「自助」と「共助」をまとめた地区防災計画を作成する。

2. 元町地区が取り組む「自助」

再び、北海道胆振東部地震のように大きな揺れやブラックアウト、断水が起ころうとも困らないように『自助』に取り組んでいく！

(1) 平時における取組

家の耐震化と 家具固定・配置見直し

- ・特に寝室の家具固定、配置の見直しをして安全を確保する
- ・テレビやそのほかの家具の配置を考える
- ・食器棚の扉の開閉防止、ガラス飛散防止の対策も行う

水と食料の備蓄 最低3日分

- ・飲料水は最低1日1人3リットル、3日分備蓄する
- ・風呂場に水を貯めておくなどしてトイレの水も確保する
- ・食料も3日分備蓄する
- ・冷蔵庫の食材を調理できるようカセットコンロなども備蓄する

灯り・情報・暖房 を確保

- ・懐中電灯、LED照明、手回し充電付ラジオ、モバイルバッテリーを確保する ※懐中電灯は毎日枕もとにおく
- ・冬期に備え、ポータブルストーブ、防寒衣、毛布なども備蓄する

プラスワンポイント

非常用トイレの備蓄、車のガソリンは半分になったら満タンにする。お薬手帳、金品などの貴重品や大切なものをすぐ持ち出せるようにする。

(2) 地震発生時における取組

揺れが来たら

落ちてこない・動いてこない・倒れてこない・割れない場所で**身を守る**。

揺れが おさまったら

- ・部屋のドアや玄関をあけて避難経路を確保する。
- ・**火気の確認**をして、風呂場に水を貯める。

避難するとき

- ・ブレーカーを落とし、ガス栓を閉め、水抜きを行う。
- ・靴をはいて、足を守り、非常持出品を持ち出す。

プラスワンポイント

自宅の玄関に「無事サイン」や「避難済みサイン」を残す。家族の安否確認を行う。

3. 元町地区が取組む「共助」

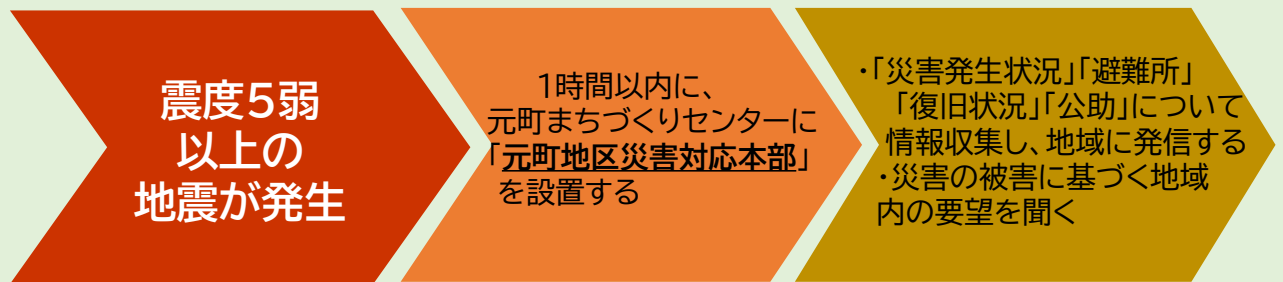
再び、北海道胆振東部地震のように大きな揺れやブラックアウト、断水が起これば困らないように『共助』に取り組んでいく！

(1) 安否確認

町内会、学校、隣近所で協力しあい、全員で地域内の安否確認を行う。特に、独居老人や体の不自由な方などの要配慮者の安否確認をする。

(2) 元町地区災害対応本部 「略称:元町災対本部」

震度5弱以上の地震が発生したら、地域の情報の収集や発信などを行うため、元町地区では元町災対本部を設置する。



(3) 避難所の開設と運営

避難所の開設と運営の支援

- ・区、町内会、学校の役割分担を整理をし、「早期の開設、円滑な運営」を行う。
- ・運営支援は避難者にも協力を呼びかけ一緒に行う。

区役所・学校が開設できないとき

- ・区の職員や学校の先生が避難所に到着しておらず、緊急性の高いときには、区役所に連絡をして、暗証番号キーボックス内の鍵を使い、避難所の鍵開けを行う。

避難所の備蓄物資などの確認

- ・備蓄物資を適切に使えるようにするため、日頃から学校に備蓄されている物資の確認を行う。

定期的な訓練と研修の実施

- ・日頃から訓練や研修を実施して避難所について学び、防災意識の向上に努める。
- ・訓練については、学校、消防署、区役所などにも参加してもらう。

4. 今後の検討事項

■ 安否確認について

民生委員、学校、町内会などで協力して「誰が、誰を、どのように」安否確認をして、「確認の結果どうするのか」を具体的に検討する。

■ 元町災対本部について

情報収集と発信の方法について具体的に考える。また、どのような組織、役割にするかも具体的に検討していく。

■ 避難所の開設と運営について

「誰が、いつから、どこの学校で、どんな支援をするか」役割分担を整理する。運営方法や暗証番号キーボックスの使い方などについて区役所・学校と意見交換を行う。